



**令和 4 年度
補正中小企業取引緊急対策事業費（インボ
イス制度導入に係る取引実態等調査事業）
報告書**

2024 年 2 月



インボイス制度導入に係る取引実態調査

2024 年 2 月

＜報告書の構成＞

	ページ
1. 各設問（全体）の時系列推移	4
2. 各設問（業種 7 分類別）の時系列推移	10
3. インボイス制度導入後の取引実態（全体）	17
4. インボイス制度導入後の取引実態（業種 7 分類別）	22
5. 参考資料	26

<調査概要>

■調査手法：書面郵送調査と web 調査の併用

■調査時期：令和 5 年 7 月、12 月 の計 2 回

■対象事業者数：各回 25,000 者

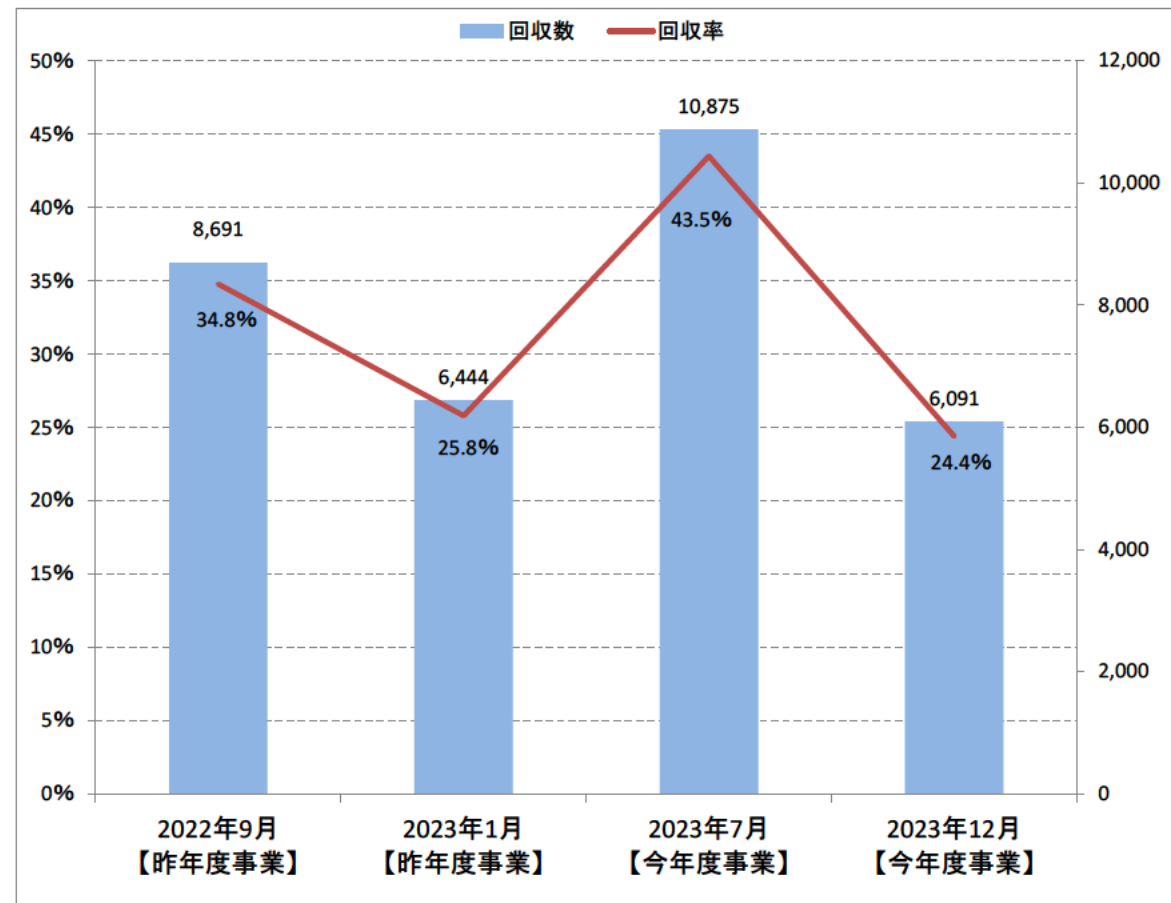
- 株式会社東京商工リサーチに登録されている事業者を対象に実施
- 売上が1千万円以下の事業者（7月調査：2020年1～12月期、12月調査：2021年1～12月期）を無作為抽出
- 上記の条件に基づき、7月調査と12月調査ではそれぞれ異なる事業者を抽出

■備考

- 各集計ごとに、無回答は除外して集計
- 設問 1 について、7 月調査では「はい」、12 月調査では「いいえ」を回答した企業の内、業種を問う設問が無回答の場合、調査 ID を元に、株式会社東京商工リサーチに登録されている業種分類を代入

回収状況の推移

インボイス制度導入直前の 2023 年 7 月調査の回収率が 4 割強と最も高くなっている。

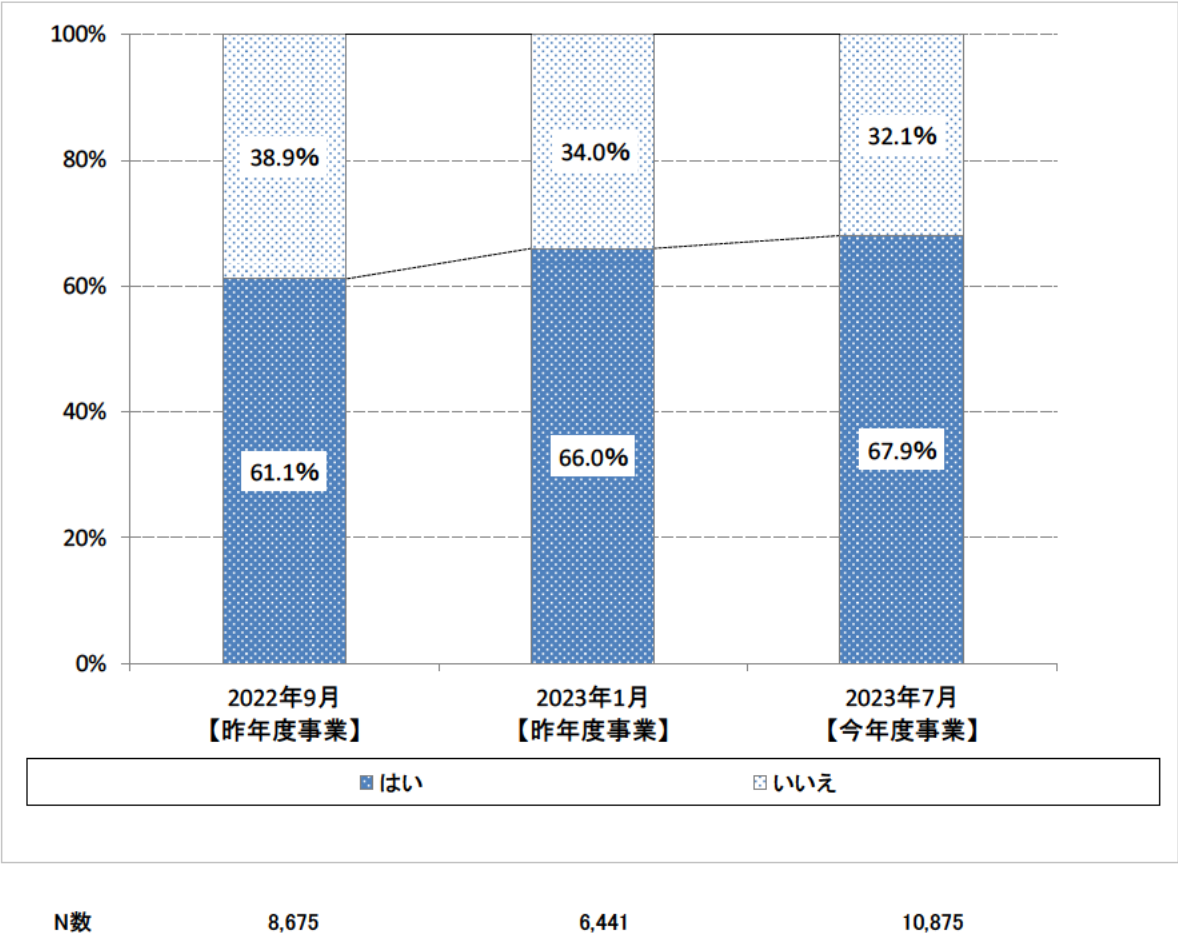


1. 各設問（全体）の時系列推移

1. 各設問(全体)の時系列推移：免税事業者の状況

過去3回の調査において、回答企業の6割以上が「免税事業者」と回答した。

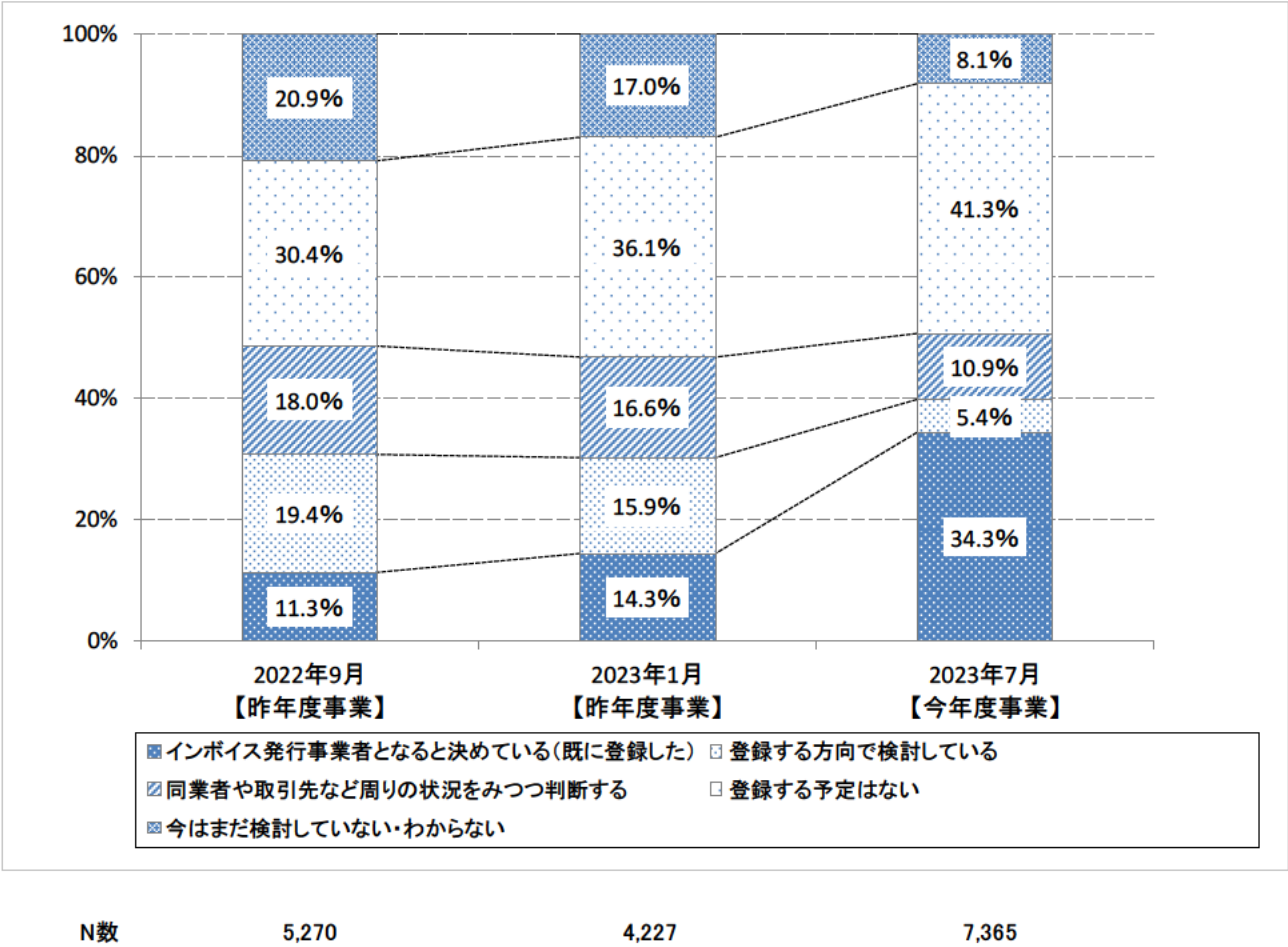
問 1. あなたは免税事業者※ですか。【○は1つ】
※免税事業者とは、消費税の納税義務が免除される事業者を意味します。



1. 各設問(全体)の時系列推移：インボイス発行事業者(課税事業者)としての登録予定

2023年1月調査に比べ、2023年7月調査は「インボイス発行事業者となると決めている（既に登録した）」企業が20.0ポイント増加した一方、「登録する予定はない」も5.2ポイント増加しており、各企業の対応方針がやや明確となった。

問 2. 問 1 で「1.はい」と回答した方にお聞きします。
インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者(課税事業者)として登録する予定はありますか。【〇は1つ】

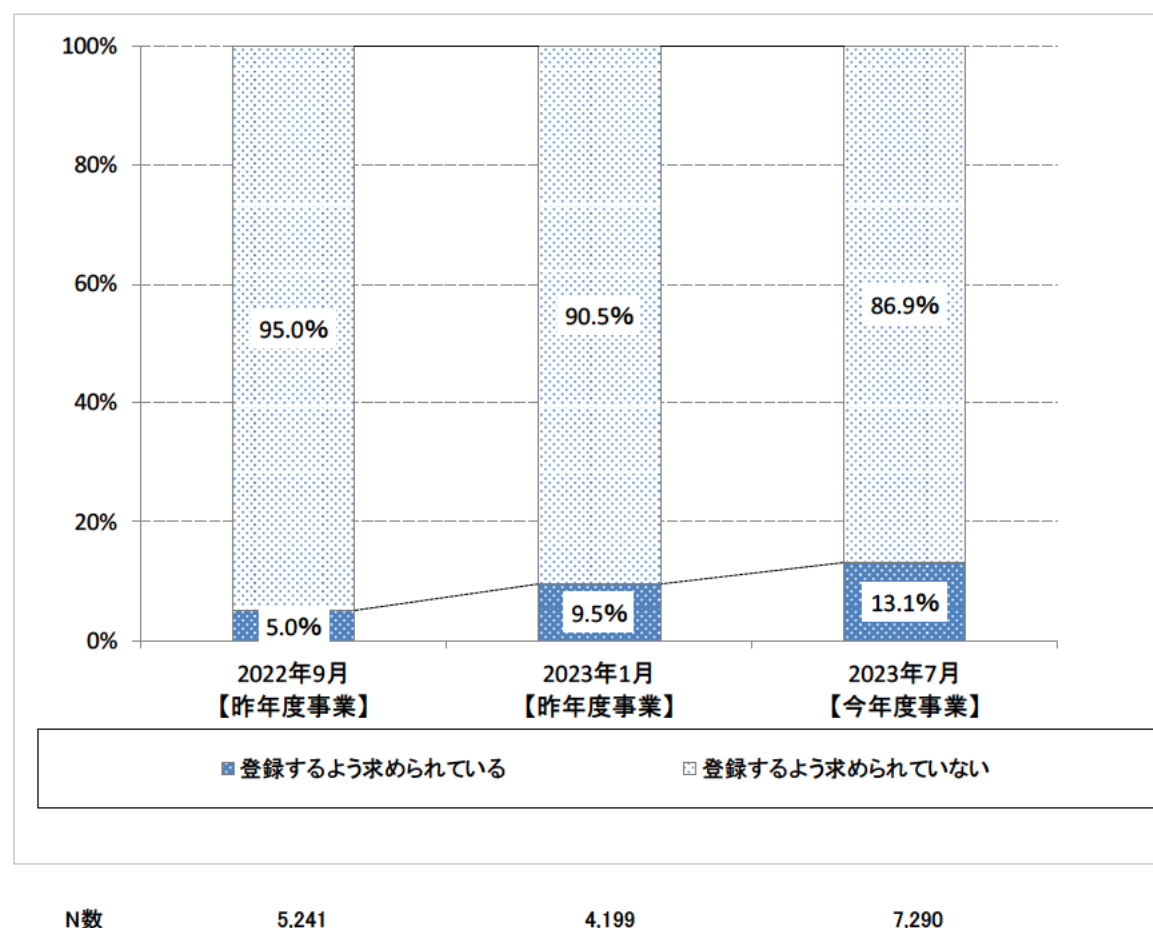


1. 各設問(全体)の時系列推移：発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められているか

「登録するよう求められている」は増加傾向にあるものの、2023年7月調査においても、8割以上が「登録するよう求められていない」と回答した。

問3. 問1で「1.はい」と回答した方にお聞きします。

現時点で発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められていますか。【〇は1つ】

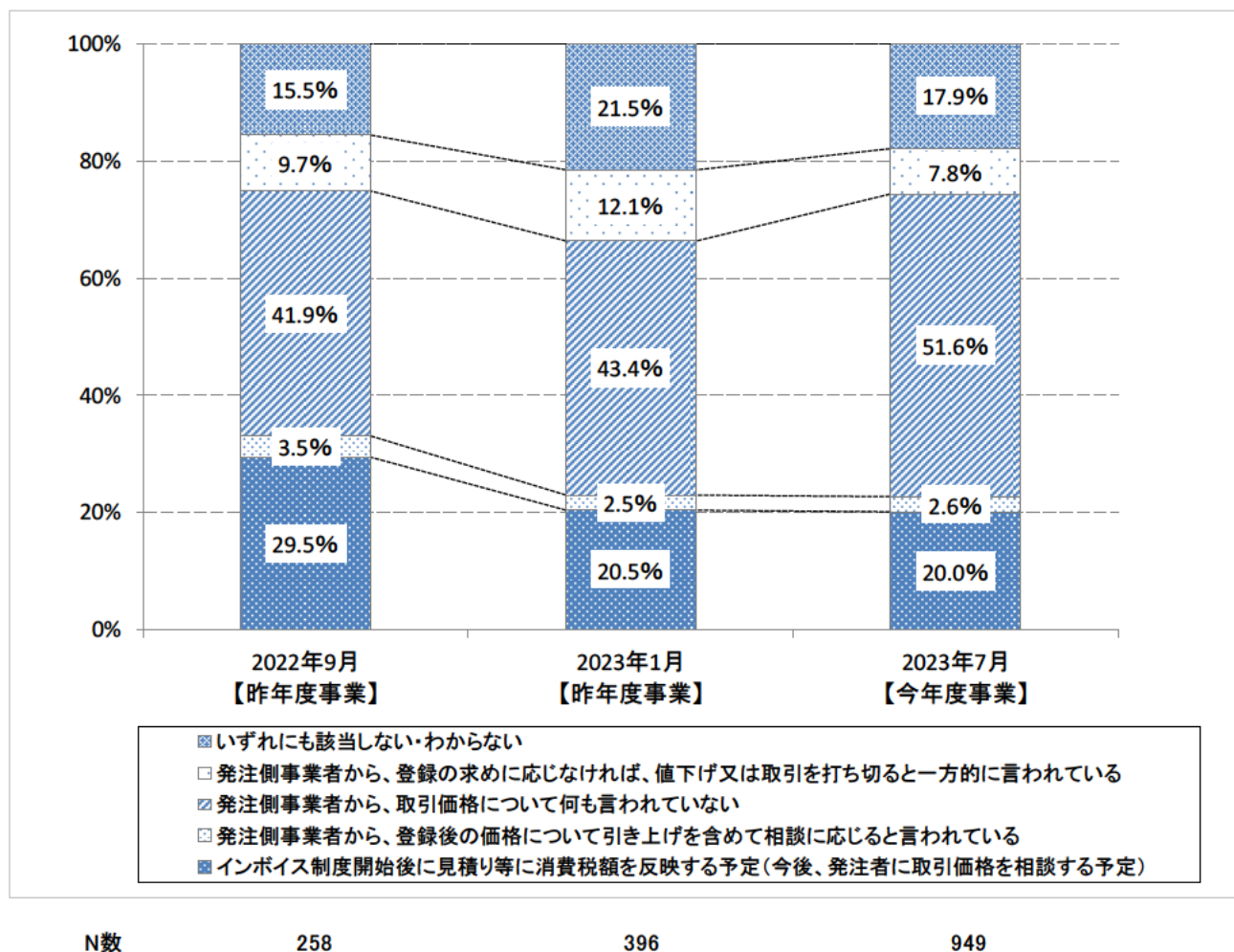


1. 各設問(全体)の時系列推移：発注側事業者との取引価格

2023年1月調査から、2023年7月調査にかけて「発注側事業者から、取引価格について何も言われていない」は8.2ポイント増加しており、判断に迷う企業がやや増加している傾向がみられた。

問 4. 問 3 で「1.登録するよう求められている」と回答した方にお聞きます。

発注側事業者との取引価格について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。【〇は 1 つ】

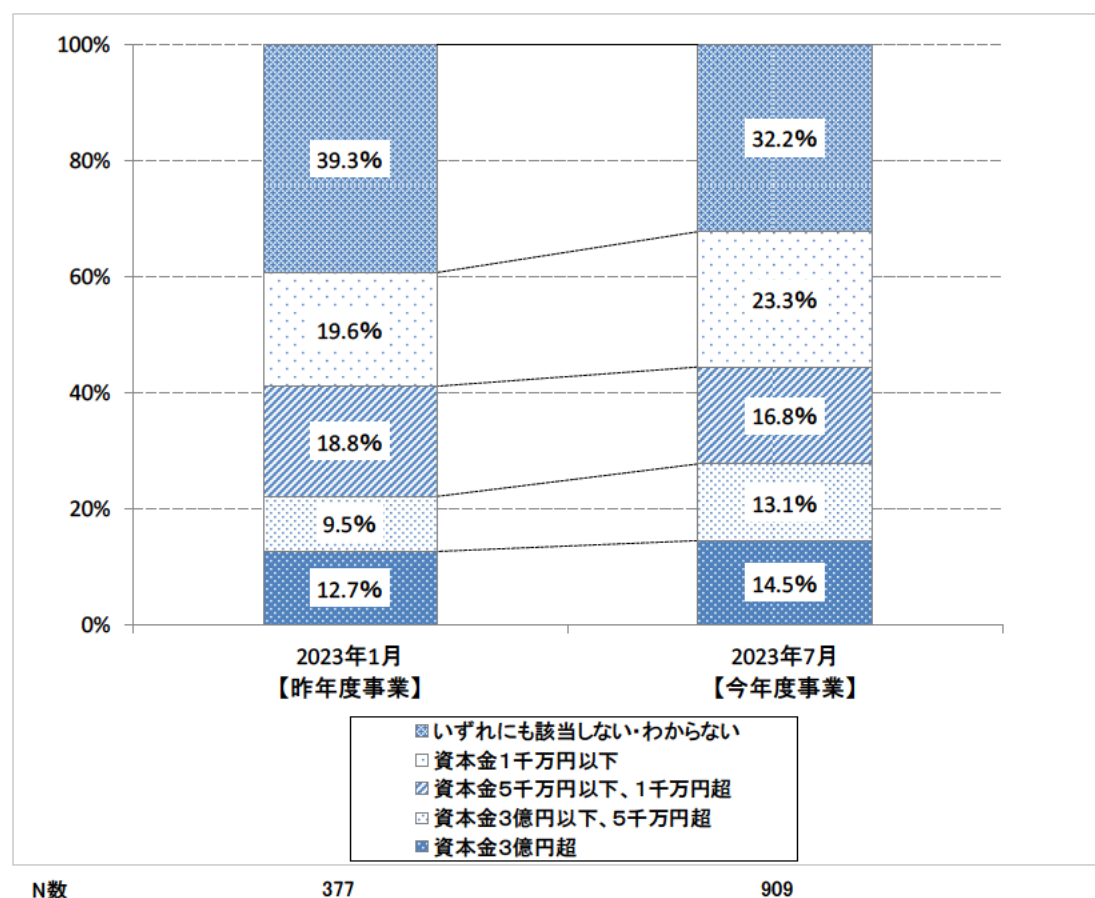


1. 各設問(全体)の時系列推移：最も取引額の高い発注側事業者の資本金規模(2023年1月、2023年7月調査のみ)

2023年1月調査から2023年7月調査にかけて、「資本金1千万円以下」が3.7ポイント増加、「資本金5千万円以下、1千万円超」が2.0ポイント減少、「資本金3億円以下、5千万円超」が3.6ポイント増加、「資本金3億円超」が1.8ポイント増加となったものの、大きな変化はみられなかった。

問5. 問3で「1.登録するよう求められている」と回答した方にお聞きます。

貴社において最も取引額の高い発注側事業者の資本金規模について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。【〇は1つ】



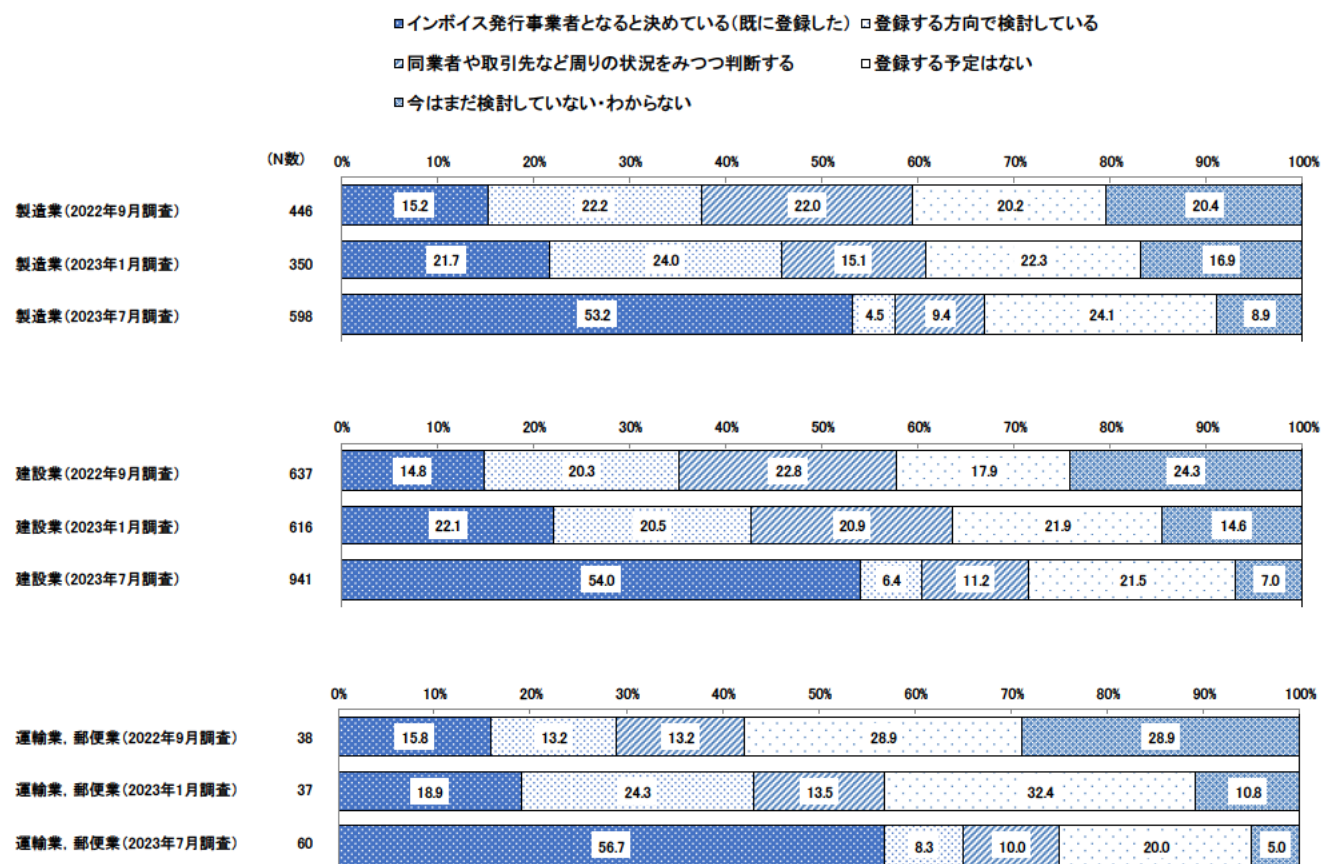
2. 各設問（業種 7 分類別）の時系列推移

2. 各設問(業種7分類別)の時系列推移：インボイス発行事業者(課税事業者)としての登録予定

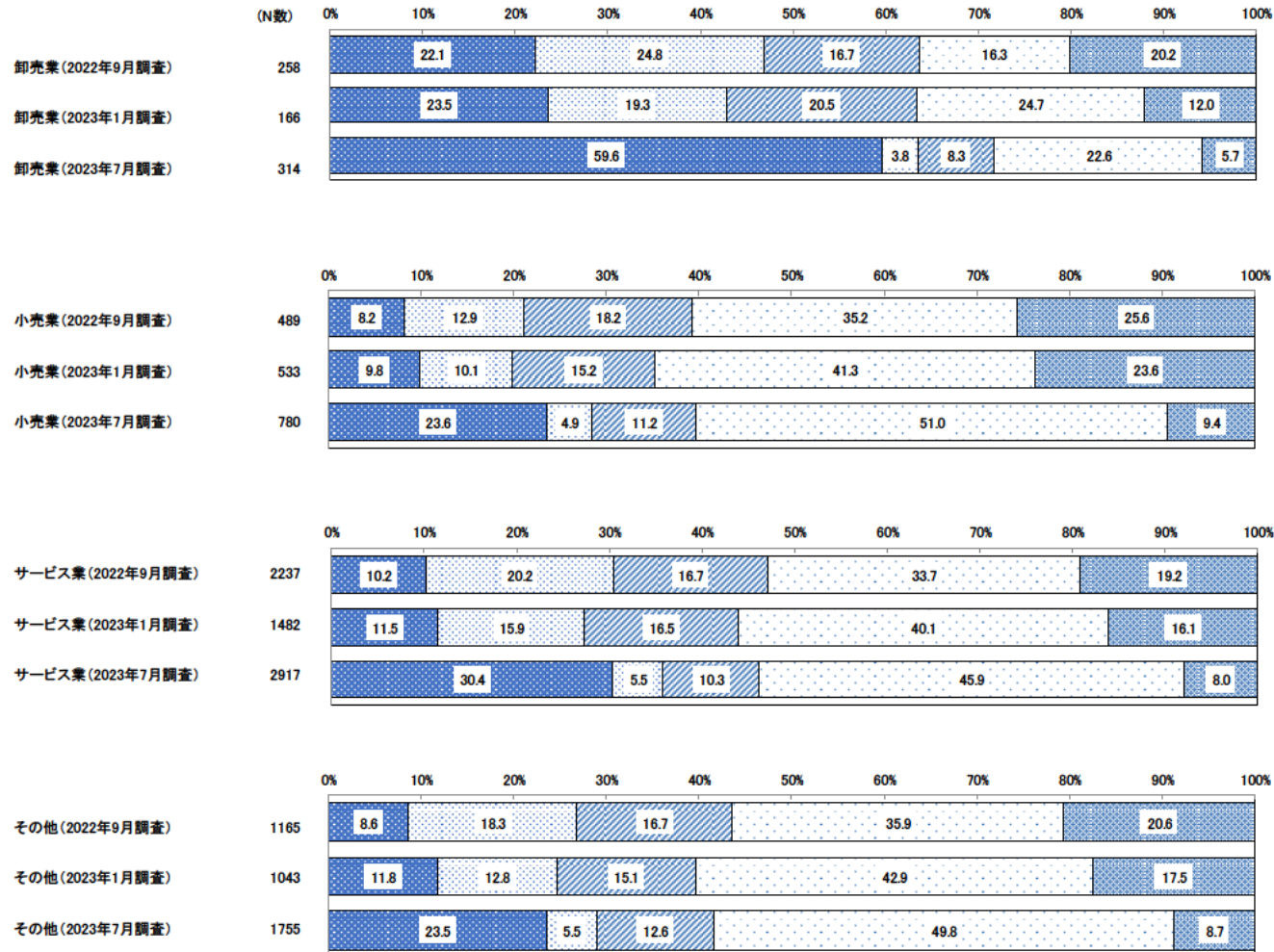
2023年1月調査から2023年7月調査にかけて、「インボイス発行事業者となると決めている(既に登録した)」がすべての業種で10ポイント以上の増加となった。特に「製造業(+31.5ポイント)」、「建設業(+31.9ポイント)」、「運輸業, 郵便業(+37.8ポイント)」「卸売業(+36.1ポイント)」の4業種は増加幅が大きくなった。

問2. 問1で「1.はい」と回答した方にお聞きします。

インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者(課税事業者)として登録する予定はありますか。【〇は1つ】



- ☐ インボイス発行事業者となると決めている(既に登録した) ☐ 登録する方向で検討している
☐ 同業者や取引先など周りの状況をもつつ判断する ☐ 登録する予定はない
☐ 今はまだ検討していない・わからない

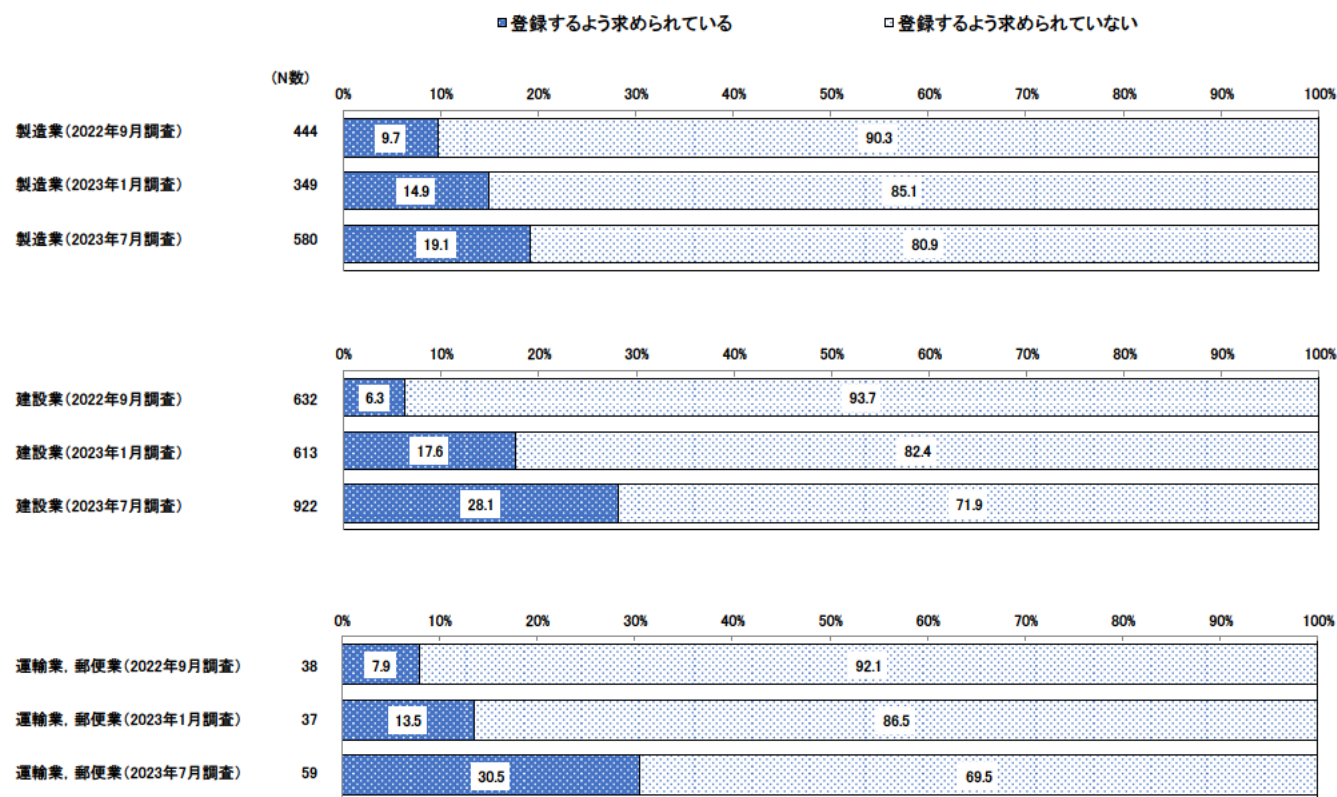


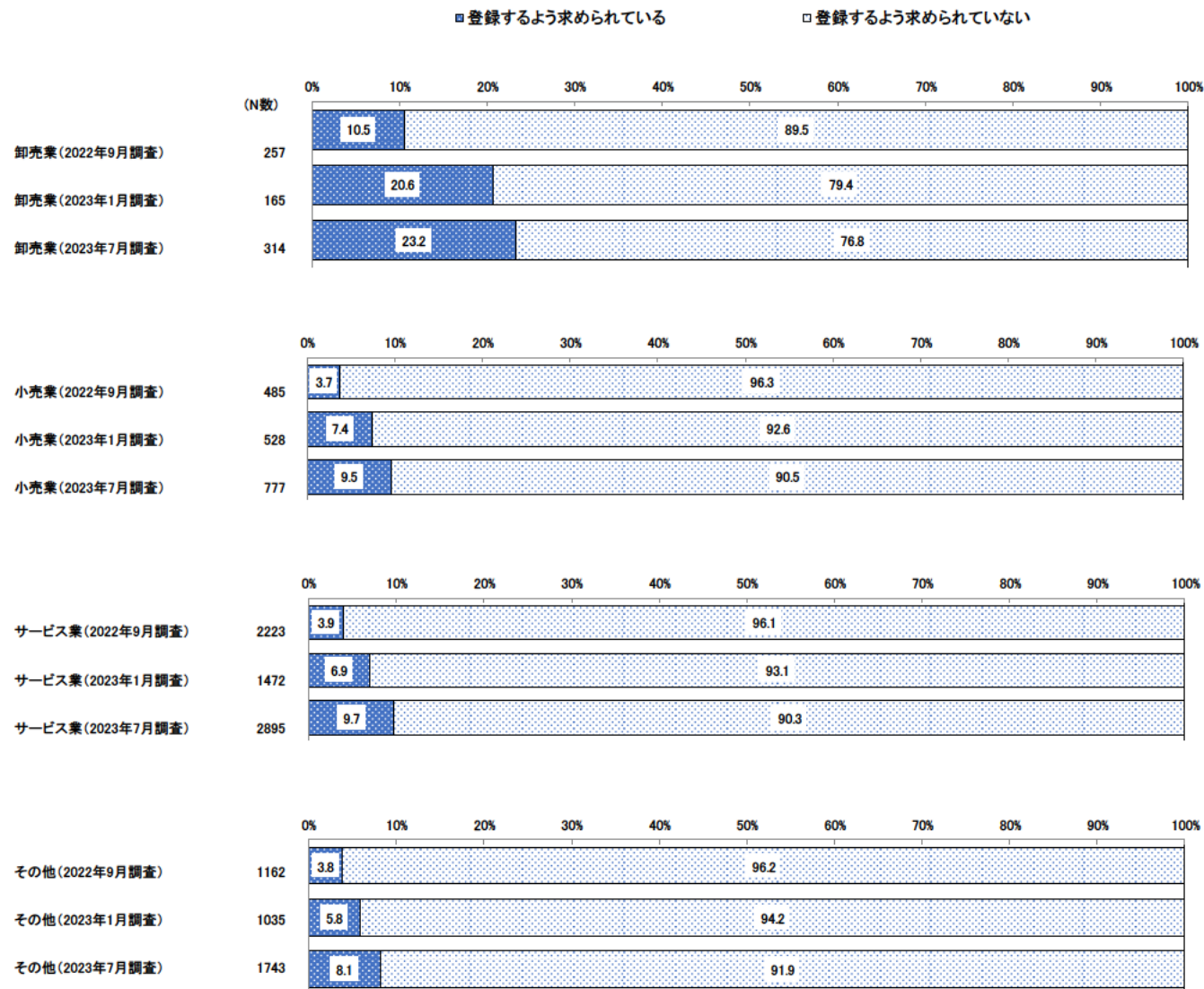
2. 各設問(業種7分類別)の時系列推移：発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められているか

2023年1月調査から2023年7月調査にかけて、「登録するよう求められている」がすべての業種で増加しているが、5ポイント以上増加した業種は、「建設業（+10.5ポイント）」、「運輸業，郵便業（+17.0ポイント）」の2業種となっている。

問 3. 問 1 で「1.はい」と回答した方にお聞きします。

現時点で発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められていますか。【〇は 1 つ】





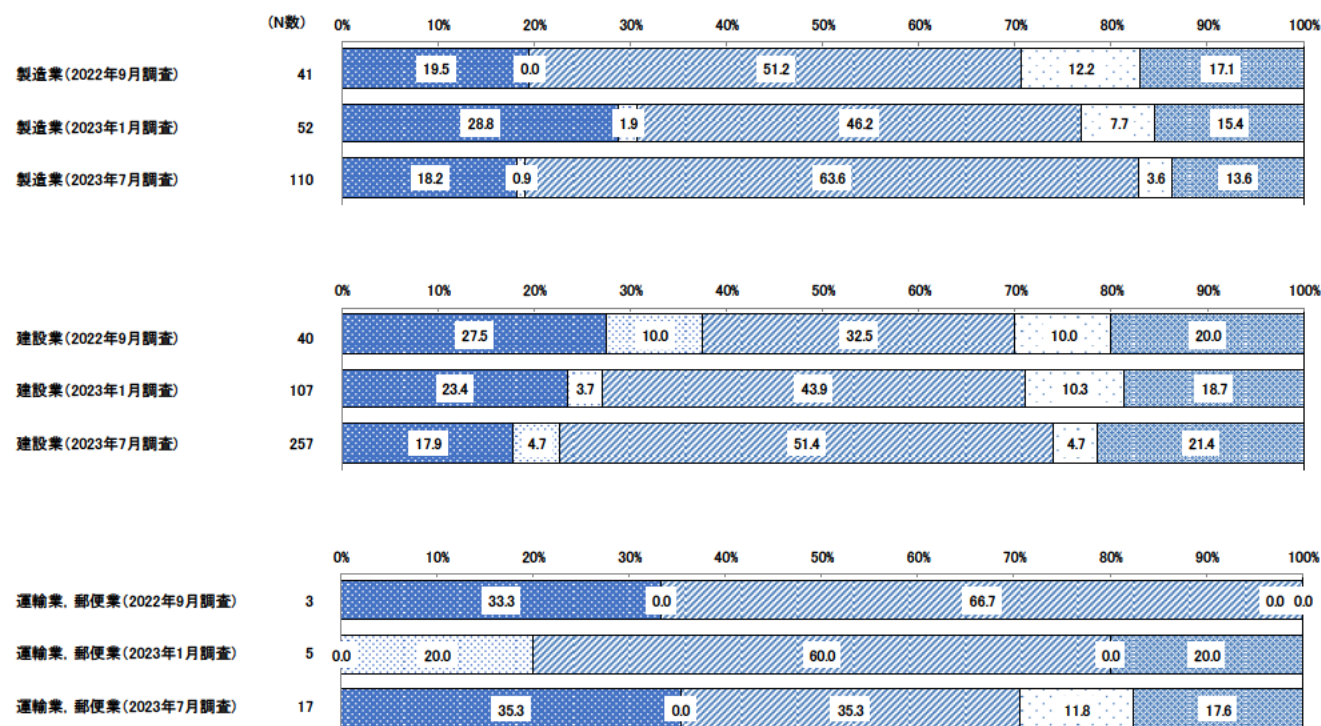
2. 各設問(業種7分類別)の時系列推移：発注側事業者との取引価格

2023年1月調査から2023年7月調査にかけて、ともに10社以上回答が得られた業種で、「インボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定（今後、発注者にとり取引価格を相談する予定）」で増加した業種は、「サービス業（+6.9ポイント）」、「その他（+5.3ポイント）」の2業種となった。

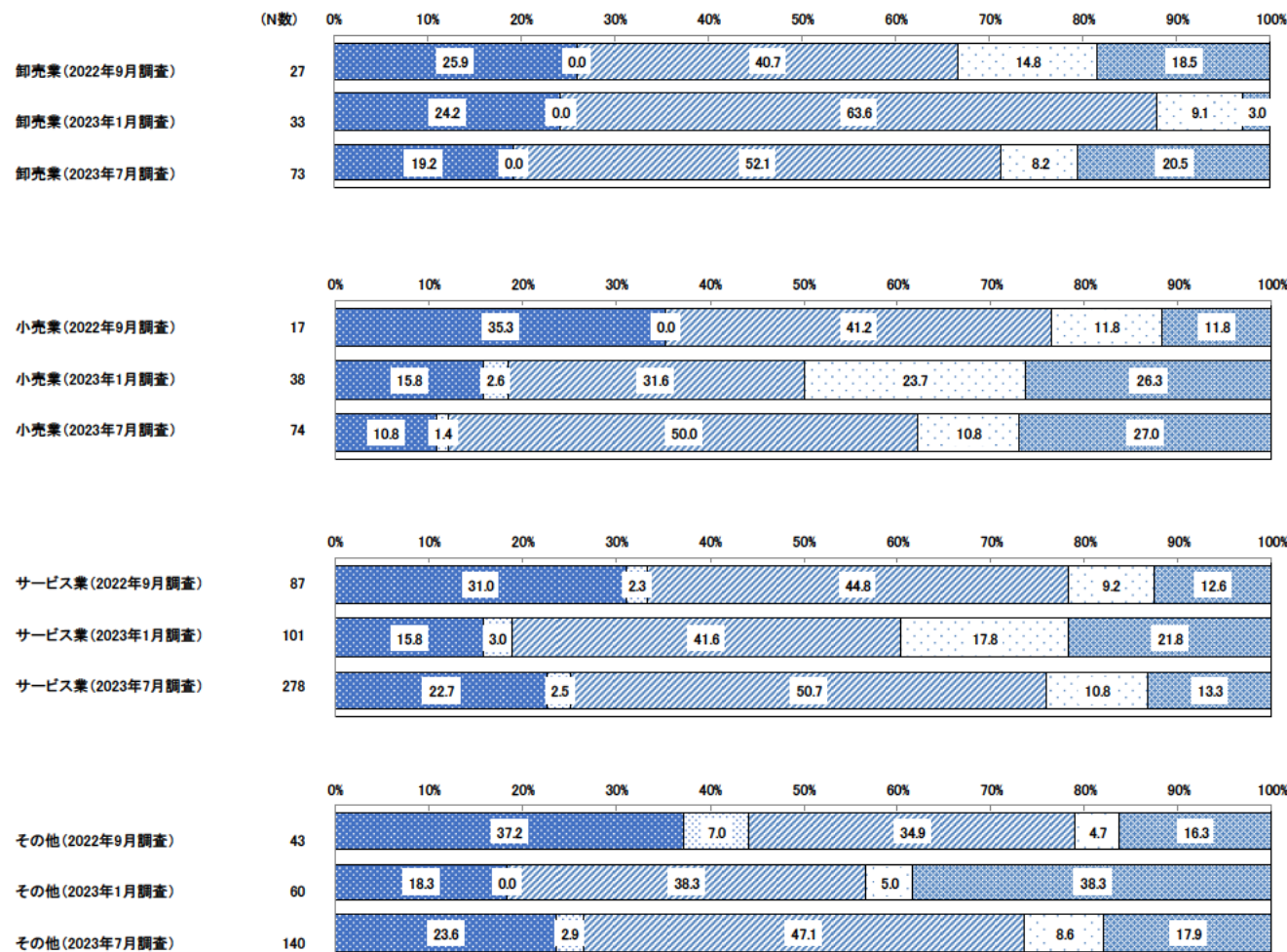
問 4. 問 3 で「1.登録するよう求められている」と回答した方にお聞きます。

発注側事業者との取引価格について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。【〇は 1 つ】

- ☐ インボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定（今後、発注者にとり取引価格を相談する予定）
- ☐ 発注側事業者から、登録後の価格について引き上げを含めて相談に応じていると言われる
- ☐ 発注側事業者から、取引価格について何も言われていない
- ☐ 発注側事業者から、登録の求めに応じなければ、値下げ又は取引を打ち切ると一方的に言われている
- ☐ いずれにも該当しない・わからない



- インボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定(今後、発注者に取引価格を相談する予定)
- 発注側事業者から、登録後の価格について引き上げを含めて相談に応じていると言われる
- 発注側事業者から、取引価格について何も言われていない
- 発注側事業者から、登録の求めに応じなければ、値下げ又は取引を打ち切ると一方的に言われている
- いずれにも該当しない・わからない

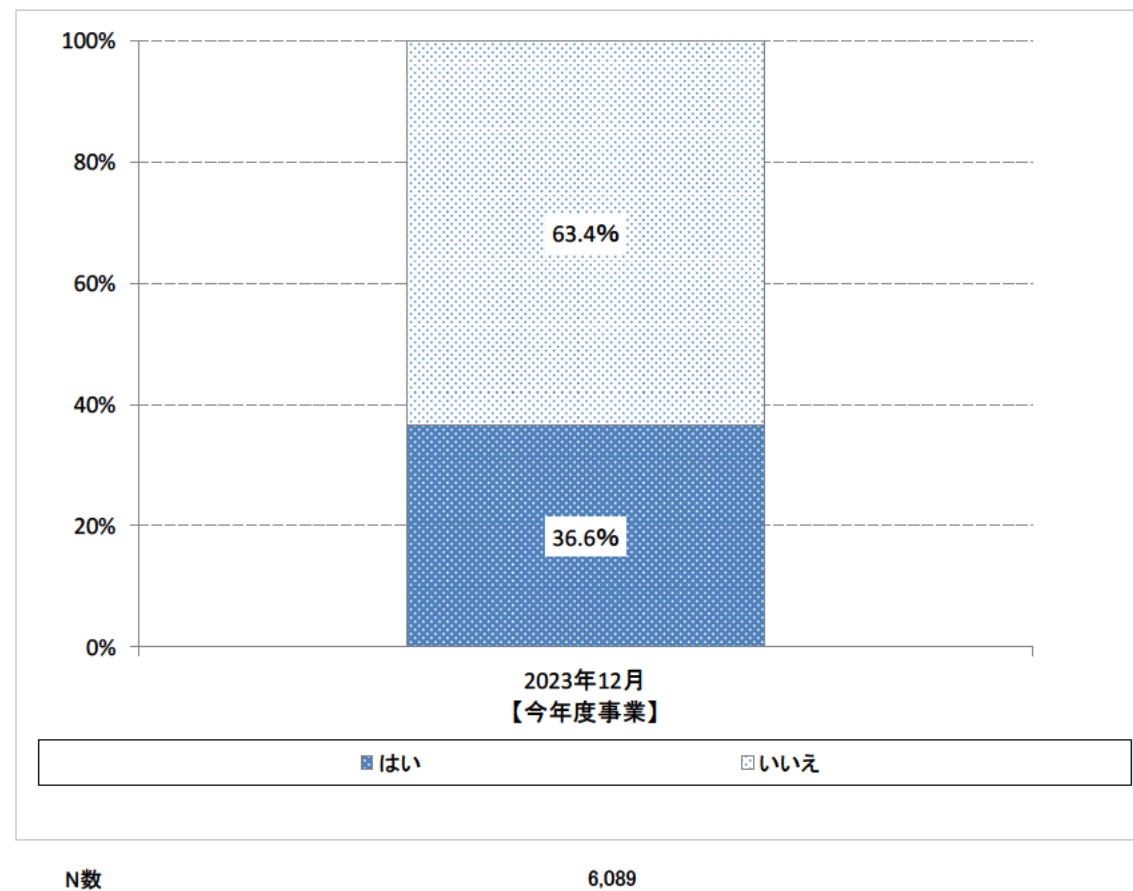


3. インボイス制度導入後の取引実態（全体）

3. インボイス制度導入後の取引実態(全体)：インボイス制度開始(2023年10月1日)前から課税事業者だったか

回答企業の3割半ばが「課税事業者」と回答した。

問 1. インボイス制度開始(2023 年 10 月 1 日)前から課税事業者でしたか。【〇は 1 つ】

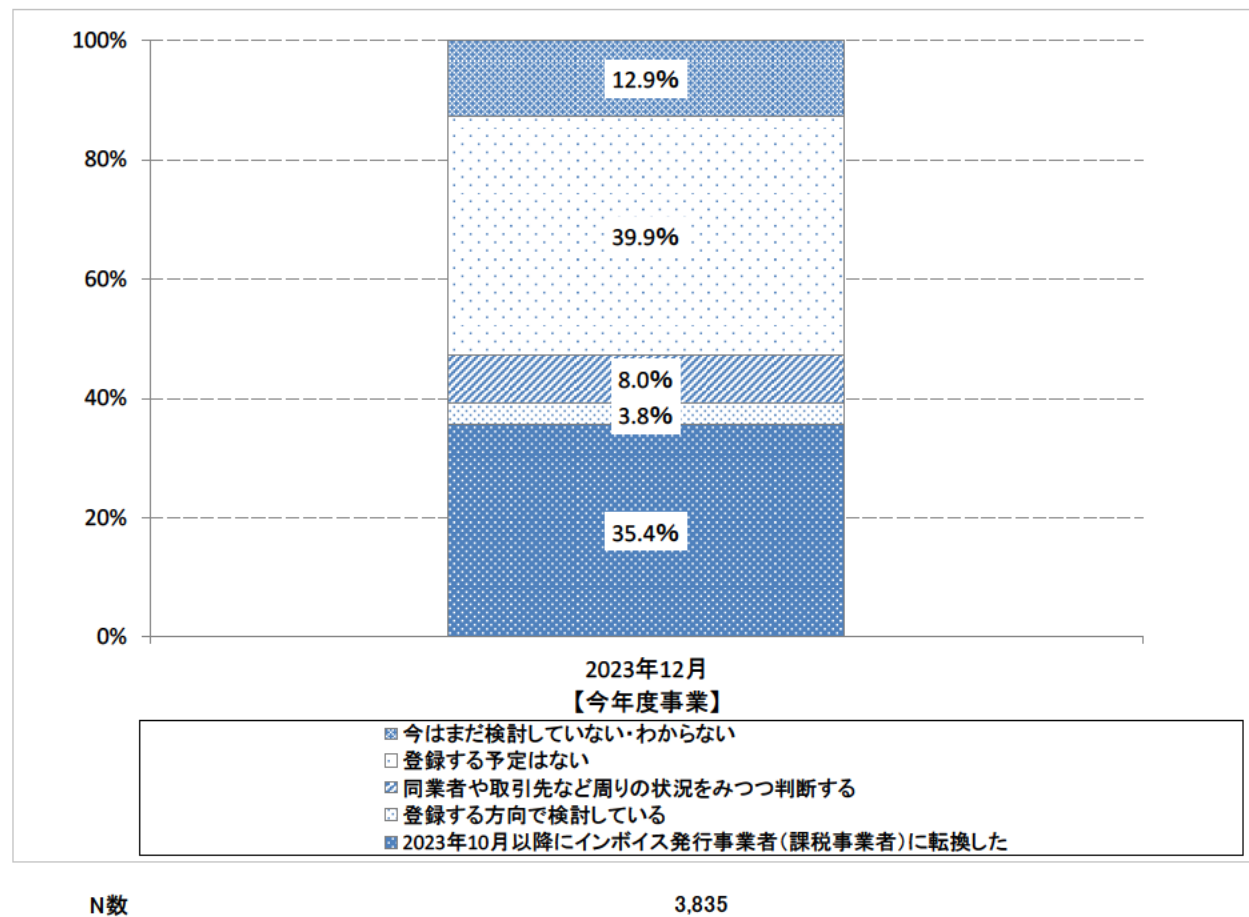


3. インボイス制度導入後の取引実態(全体)：制度導入後におけるインボイス発行事業者としての登録予定

「2023年10月以降にインボイス発行事業者（課税事業者）に転換した」企業が3割半ばとなり、「登録する予定はない」企業が4割弱となり、対応が分かれる結果となった。

問 2. 問 1 で「2.いいえ」と回答した方にお聞きします。

今後、インボイス発行事業者（課税事業者）として登録する予定はありますか。【○は 1 つ】

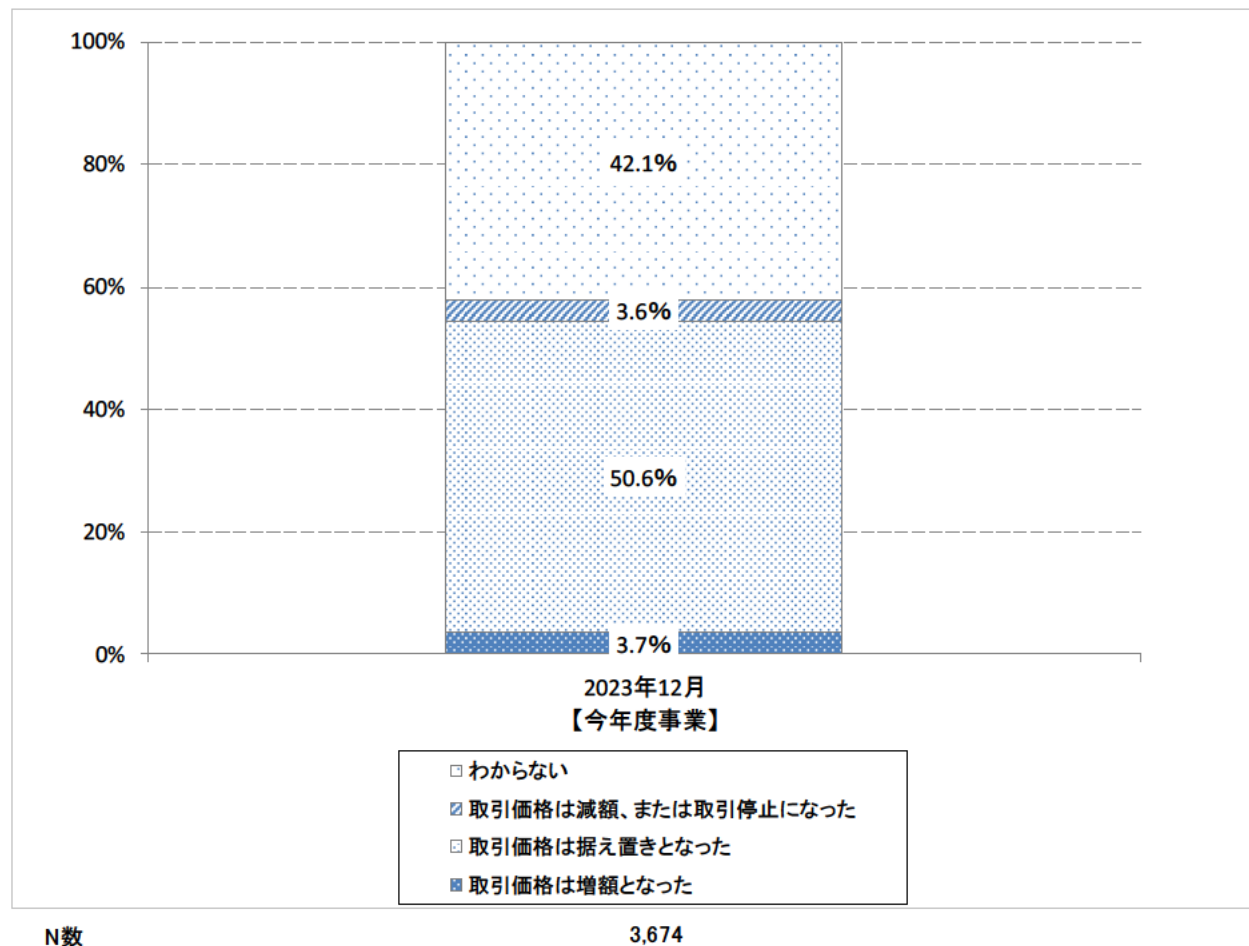


3. インボイス制度導入後の取引実態(全体)：制度開始後の発注事業者との取引関係や取引価格

過半数の企業が「取引価格は据え置きとなった」と回答した。一方、「わからない」と回答した企業も4割強となった。

問 3. 問 3、問 4 は、最も取引額の大きい発注側事業者との取引についてご回答ください。

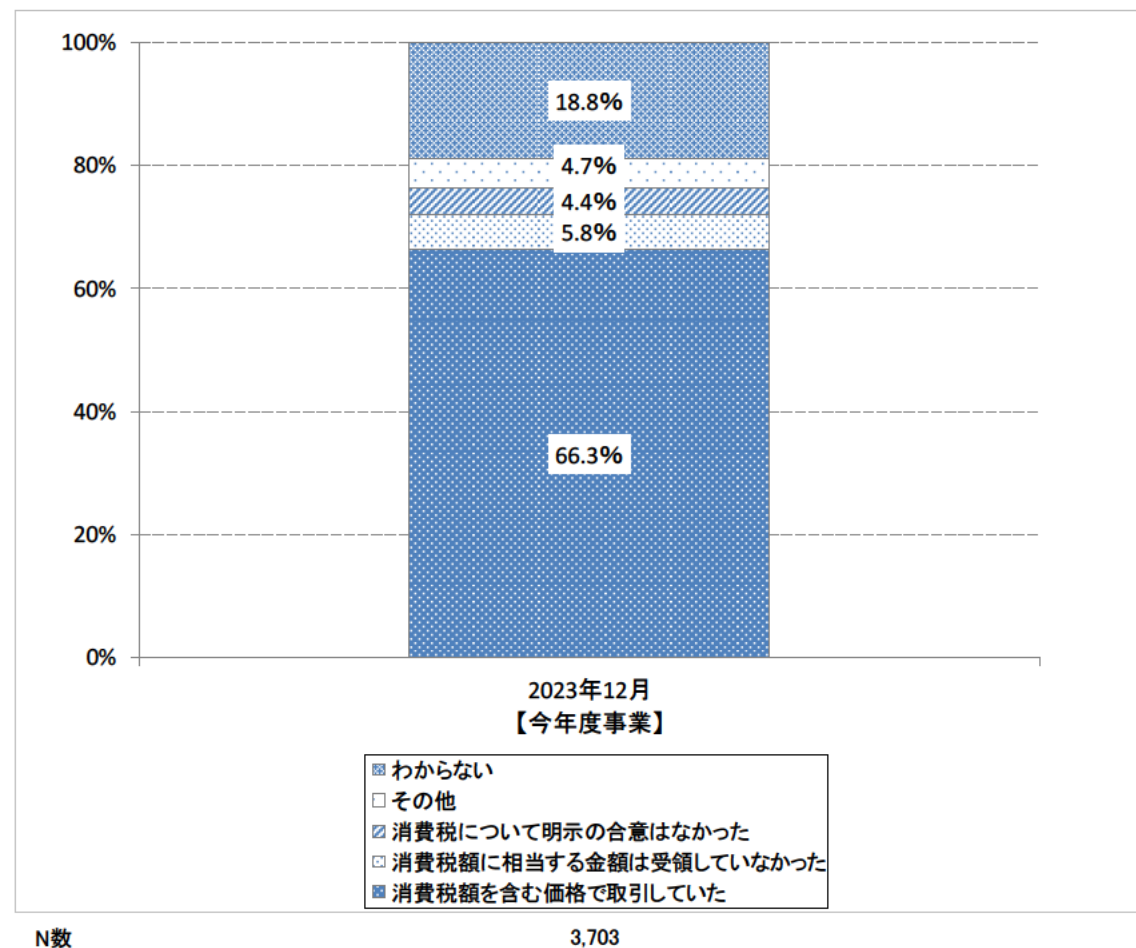
インボイス制度開始後の発注側事業者との取引関係や取引価格についてお答えください。【〇は1つ】



3. インボイス制度導入後の取引実態(全体): 制度開始前の発注事業者との取引価格における消費税額の取り扱い

「消費税額を含む価格で取引していた」と回答した企業が6割半ばとなった。一方、「わからない」と回答した企業も2割弱となった。

問 4. インボイス制度開始前、発注側事業者との取引価格の中で、消費税額はどのような取り扱いでしたか。【〇は1つ】



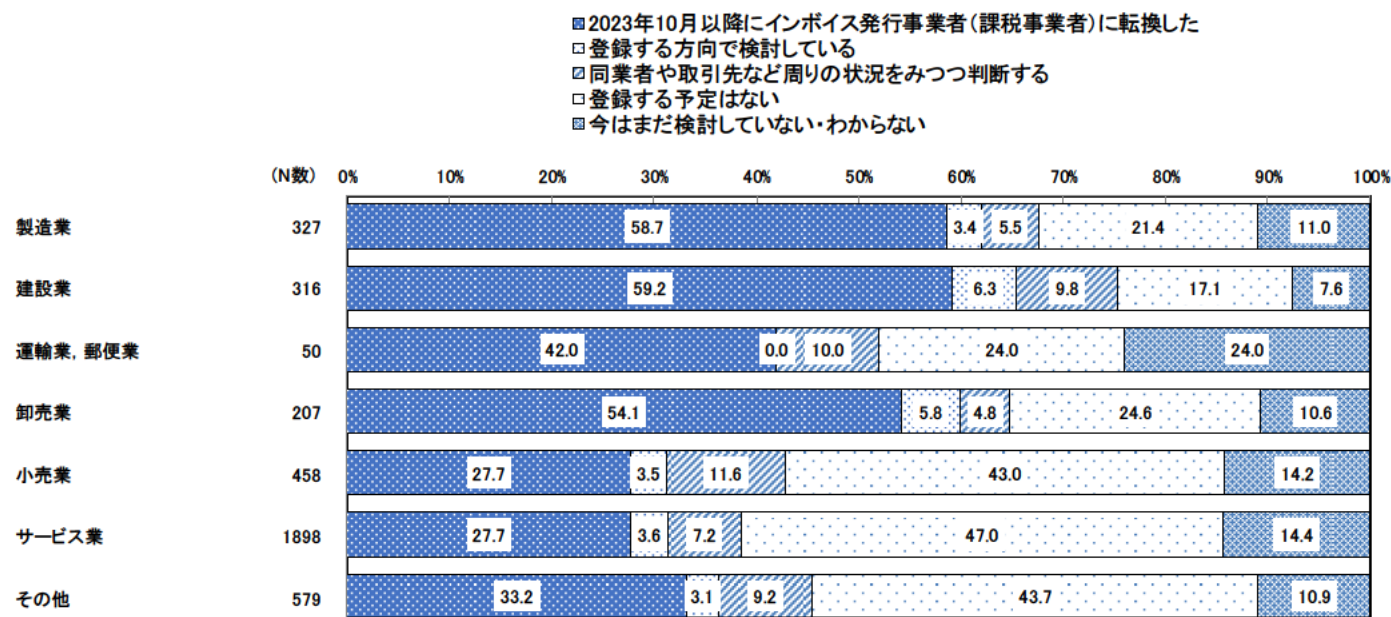
4. インボイス制度導入後の取引実態（業種 7 分類別）

4. インボイス制度導入後の取引実態(業種7分類別)：制度導入後におけるインボイス発行事業者としての登録予定

「2023年10月以降にインボイス発行事業者（課税事業者）に転換した」の割合が、「製造業」、「建設業」、「卸売業」の3業種で5割を超えた。一方、「登録する予定はない」の割合が、「小売業」、「サービス業」、「その他」の3業種で4割を超えており、業種により対応が分かれる結果となった。

問 2. 問 1 で「1.はい」と回答した方にお聞きます。

インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者（課税事業者）として登録する予定はありますか。【○は1つ】

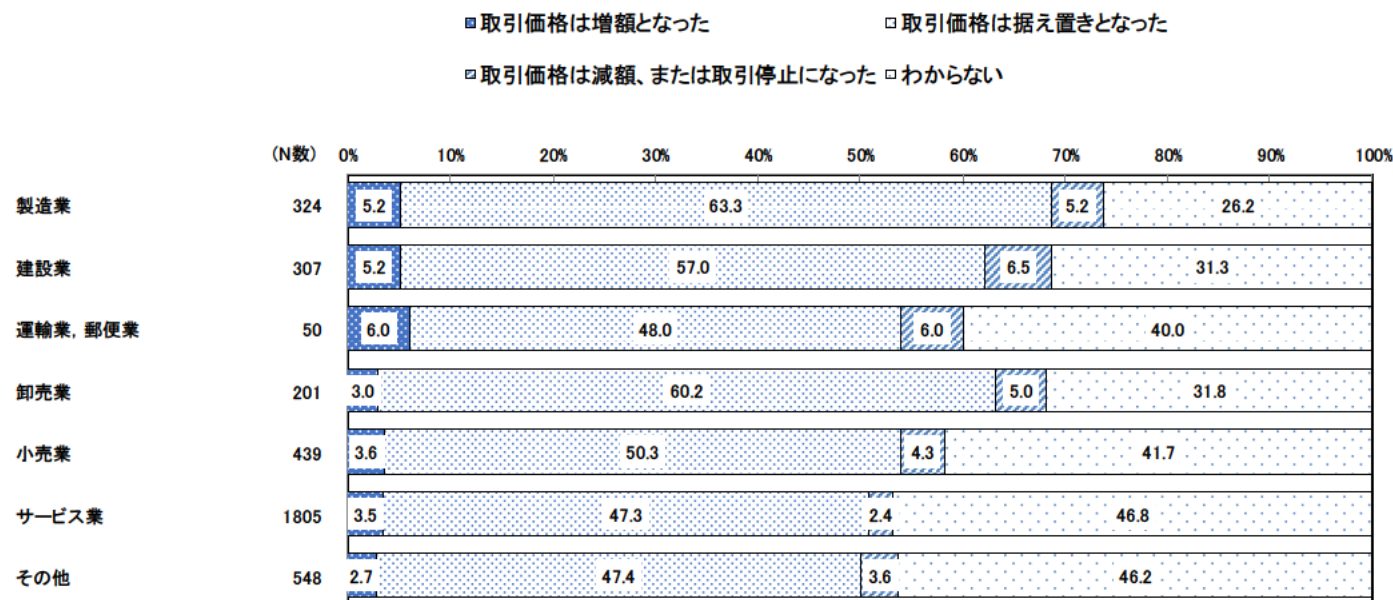


4. インボイス制度導入後の取引実態(業種7分類別) : 制度開始後の発注事業者との取引関係や取引価格

すべての業種で「取引価格は据え置きとなった」の割合が4割以上となり、「製造業」と「卸売業」の2業種では6割以上となった。

問 3. 問 3、問 4 は、最も取引額の大きい発注側事業者との取引についてご回答ください。

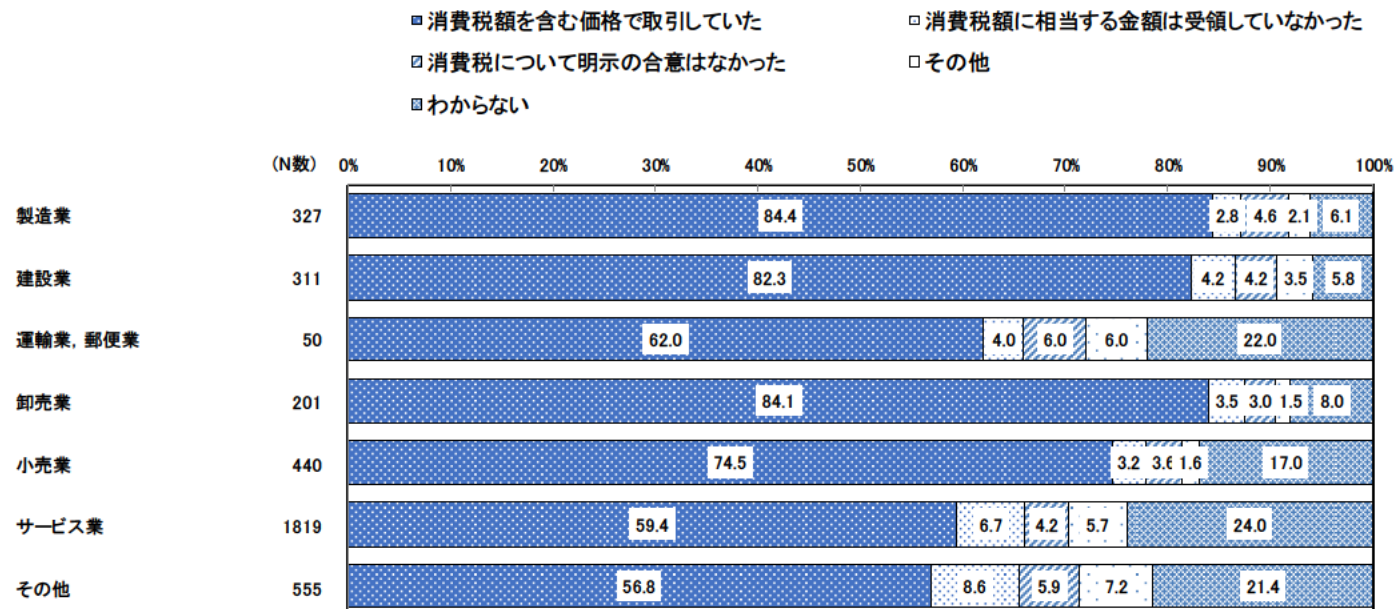
2023 年 10 月のインボイス制度開始後の発注側事業者との取引関係や取引価格についてお答えください。【〇は 1 つ】



4. インボイス制度導入後の取引実態(業種7分類別) : 制度開始前の発注事業者との取引価格における消費税額の取り扱い

すべての業種で「消費税額を含む価格で取引していた」の割合が5割以上となり、「製造業」、「建設業」、「卸売業」の3業種では8割以上となった。

問 4. インボイス制度開始前、発注側事業者との取引価格の中で、消費税額はどのような取り扱いでしたか。【〇は1つ】



5. 參考資料

5. 参考資料

調査票（2023年7月調査） 1 / 2

令和 5 年 7 月
経済産業省 中小企業庁

令和5年度「インボイス制度導入に係る取引実態調査」
～ご協力のお願い～

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊省の事業にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります（インボイス制度の詳細については、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご参照ください）。

また、免税事業者等の小規模事業者は、発注元の事業者との間で、以下のような場合も想定されるため、関係省庁から「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が公表されています。

■例

- ① 発注者からの要請に応じて、受注者が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定められる（買いたたき）。
- ② 発注者が、発注先である免税事業者に対して、課税事業者になるよう求めたが、その際に、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告される。また、免税事業者が、当該求めに応じて課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置かれる（登録事業者となるような恣意等）。
- ③ インボイス制度導入後の取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、発注者との取引価格の再交渉において、再交渉が形式的なものに過ぎず、発注者の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定される（買いたたき）。
- ④ インボイス制度導入を契機として、発注者が、免税事業者である受注者に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定し、不当に不利益を与え、これに応じない受注者との取引を停止する（取引の停止）。

このため、経済産業省 中小企業庁では、免税事業者等の小規模事業者における、インボイス制度導入に係る取引実態を把握すべくアンケート調査を実施しております。

今回の調査では、無作為に抽出された企業・事業者に対してご回答をお願いしております。本調査の結果は、経済産業省 中小企業庁などの官公庁のみで、適切に利用させていただきます。また、回答結果については、取扱いに注意させていただくとともに、特定の取引状況を把握するために利用し、回答した企業・事業者が特定されるような形で公表されることはありません。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りたく、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【記入上のお願い】

- 1. 本アンケート調査の送付・回収・集計業務については、経済産業省 中小企業庁が（株）東京商工リサーチに委託しております。
- 2. 回答は本調査票にご記入の上、**令和5年8月10日（木）まで**に同封の返信用封筒にてご返送いただけますようお願い致します。
- 3. Webアンケート画面からご回答頂くことも可能です。別添のログインガイドをご参照ください。

<本調査に関するお問い合わせ先>

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部内 「インボイス制度導入に係る取引実態調査」調査事務局
所在地：東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
電話：03-6910-3170 FAX：03-5221-0710
メール：invoice@tsr-net.co.jp
受付時間：平日（月～金）9時～12時、13時～17時 ※祝日を除く

問 1. あなたは免税事業者*ですか。【〇は1つ】

- 1. はい → 問2へ
- 2. いいえ → アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

※免税事業者とは、消費税の納税義務が免除される事業者を意味します。

～以降の設問は、問1で「1. はい」と回答した方にお聞きします。～

問 2. インボイス制度の導入に伴い、インボイス発行事業者（課税事業者）として登録する予定はありますか。【〇は1つ】

- 1. インボイス発行事業者となると決めている（既に登録した）
- 2. 登録する方向で検討している
- 3. 同業者や取引先など周りの状況をみつつ判断する
- 4. 登録する予定はない
- 5. 今はまだ検討していない・わからない

問 3. 現時点で発注側の事業者からインボイス発行事業者としての登録を求められていますか。【〇は1つ】

- 1. 登録するよう求められている → 問4、問5へ
- 2. 登録するよう求められていない → 問6へ

問 4. 問3で「1. 登録するよう求められている」と回答した方にお聞きします。

発注側事業者との取引価格について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。

【〇は1つ】

- 1. 来年のインボイス制度開始後に見積り等に消費税額を反映する予定（今後、発注者に取引価格を相談する予定）
- 2. 発注側事業者から、登録後の価格について引き上げを含めて相談に応じると言われている
- 3. 発注側事業者から、取引価格について何も言われていない
- 4. 発注側事業者から、登録の求めに応じなければ、値下げ又は取引を打ち切ると一方的に言われている
- 5. 上記のいずれにも該当しない・わからない

問 5. 問3で「1. 登録するよう求められている」と回答した方にお聞きします。

貴社において最も取引額の大きい発注側事業者の資本金規模について、以下のうち最も当てはまるものを選択してください。【〇は1つ】

- 1. 資本金3億円超
- 2. 資本金3億円以下、5千万円超
- 3. 資本金5千万円以下、1千万円超
- 4. 資本金1千万円以下
- 5. 上記のいずれにも該当しない・わからない

5. 参考資料

調査票（2023年7月調査） 2 / 2

問6. 貴社の営む業種（複数の事業を行っている場合には主たる業種）についてお答えください。
【〇は1つ】

農業、林業	卸売業、小売業
1 農業	50 各種商品卸売業
2 林業	51 繊維・衣服等卸売業
3 漁業	52 飲食料品卸売業
4 漁業（水産養殖業を除く）	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
5 水産養殖業	54 機械器具卸売業
6 鉱業、採石業、砂利採取業	55 その他の卸売業
7 鉱業、採石業、砂利採取業	56 各種商品小売業
8 建設業	57 繊維物、衣服・身の回り品小売業
9 総合工事業	58 飲食料品小売業
10 建設工事業（設備工事業を除く）	59 機械器具小売業
11 設備工事業	60 その他の小売業
12 製造業	61 食品卸小売業
13 食品製造業	62 金融業、保険業
14 飲料・たばこ・飼料製造業	63 銀行業
15 繊維工業	64 協同組織金融業
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	65 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
17 家具・装飾品製造業	66 金融商品取引業、商品先物取引業
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	67 補助的金融業等
19 印刷・同関連業	68 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
20 化学工業	69 不動産取引業
21 石油製品・石炭製品製造業	70 不動産賃貸業、管理業
22 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	71 物品賃貸業
23 ゴム製品製造業	72 学術研究・専門・技術サービス業
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	73 学術・開発研究機関
25 窯業・土石製品製造業	74 専門サービス業（他に分類されないもの）
26 鉄鋼業	75 広告業
27 非鉄金属製造業	76 技術サービス業（他に分類されないもの）
28 金属製品製造業	77 宿泊業、飲食サービス業
29 はん用機械器具製造業	78 宿泊業
30 生産用機械器具製造業	79 飲食店
31 業務用機械器具製造業	80 持ち帰り・配達飲食サービス業
32 電子部品・デバイス、電子回路製造業	81 生活関連サービス業、娯楽業
33 電気機械器具製造業	82 洗濯・理容・美容・浴場業
34 情報通信機械器具製造業	83 その他の生活関連サービス業
35 情報通信機械器具製造業	84 娯楽業
36 電気・ガス・熱供給・水道業	85 教育、学習支援業
37 電気業	86 学校教育
38 ガス業	87 その他の教育、学習支援業
39 熱供給業	88 医療、福祉
40 水道業	89 医療業
41 情報通信業	90 保健衛生
42 通信業	91 社会保険、社会福祉、介護事業
43 放送業	92 複合サービス事業
44 情報サービス業	93 郵便局
45 インターネット附属サービス業	94 協同組合（他に分類されないもの）
46 映像・音声・文字情報制作業	95 サービス業（他に分類されないもの）
47 運輸業、郵便業	96 廃棄物処理業
48 就労業	97 自動車整備業
49 道路旅客運送業	98 機械等修理業（別掲を除く）
50 道路貨物運送業	99 職業紹介・労働者派遣業
51 水運業	100 その他の事業サービス業
52 航空運輸業	101 政治、経済・文化団体
53 倉庫業	102 宗教
54 運輸に附帯するサービス業	103 その他のサービス業
55 郵便業（信書便事業を含む）	104 外国公務
	105 公務（他に分類されるものを除く）
	106 国家公務
	107 地方公務
	108 分類不能の産業
	109 分類不能の産業

インボイス制度導入を控え、免税事業者等の小規模事業者における取引実態を把握するため、中小企業庁の下請Gメンが、ご回答の内容について後日詳細を伺わせていただく場合がございます。下請Gメンからご連絡して差し支えなければ、下記回答欄に回答者様の所属・お名前・ご連絡先をご記載ください。（該当しない項目は記入していただく必要はありません）

貴社名		部署名	
役職名		氏 名	
電 話		e-mail	

～以上で質問は終わります。ご協力いただきありがとうございました。～

インボイス制度について、ご不明点等あれば、下記の国税庁の特設サイト及びQ&Aをご覧ください。

<参考：インボイス制度について（国税庁 HP「インボイス制度特設サイト」）>



<参考：免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>



<参考：インボイス制度の実施に関連した注意事項について>



【ご記入いただきました情報の取扱について】
皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

5. 参考資料

調査票（2023年12月調査） 1 / 2

令和 5 年 12 月
経済産業省 中小企業庁

令和5年度「インボイス制度導入に係る取引実態調査」
～ご協力のお願い～

拝啓

時下ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。平素は弊省の事業にご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られ、この「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります（インボイス制度の詳細については、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご参照ください）。

また、免税事業者等の小規模事業者は、発注元の事業者との間で、以下のような場合も想定されるため、関係省庁から「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が公表されています。

■例

- ① 発注者からの要請に応じて、受注者が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同様又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定められる（買いたたき）。
- ② 発注者が、発注先である免税事業者に対して、課税事業者になるよう求めたが、その際に、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告される。また、免税事業者が、当該求めに応じて課税事業者となるに際し、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置かれる（登録事業者となるような恣意等）。
- ③ インボイス制度導入後の取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、発注者との取引価格の再交渉において、再交渉が形式的なものに過ぎず、発注者の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定される（買いたたき）。
- ④ インボイス制度導入を契機として、発注者が、免税事業者である受注者に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与え、これに応じない受注者との取引を停止する（取引の停止）。

このため、経済産業省 中小企業庁では、免税事業者等の小規模事業者における、インボイス制度導入に係る取引実態を把握すべくアンケート調査を実施しております。

今回の調査では、無作為に抽出された企業・事業者に対してご回答をお願いしております。本調査の結果は、経済産業省 中小企業庁などの官公庁のみで、適切に利用させていただきます。また、回答結果については、取扱いに注意させていただくとともに、特定の取引状況を把握するために利用し、回答した企業・事業者が特定されるような形で公表されることはございません。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りたく、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【記入上のお願い】

- 1. 本アンケート調査の送付・回収・集計業務については、経済産業省 中小企業庁が（株）東京商工リサーチに委託しております。
- 2. 回答は本調査票にご記入の上、**令和5年12月26日（火）まで**に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い致します。
- 3. Webアンケート画面からご回答頂くことも可能です。別添のログインガイドをご参照ください。

<本調査に関するお問い合わせ先>

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部内 「インボイス制度導入に係る取引実態調査」調査事務局
所在地：東京都千代田区大手町1-3-1 J Aビル
電話：03-6910-3170 FAX：03-5221-0710
メール：invoice@tsr-net.co.jp
受付時間：平日（月～金）9時～12時、13時～17時 ※祝日を除く

問1. インボイス制度開始（2023年10月1日）前から課税事業者でしたか。【○は1つ】

- 1. はい → アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。
- 2. いいえ → 問2へ

※問1で【2. いいえ】を回答される方は、以下の事業者を想定しています。

- ・9月30日以前は免税事業者であったものの、インボイス発行事業者になったことを機に、課税事業者になった（課税転換した）事業者
- ・9月30日以前は免税事業者であり、インボイス発行事業者にならなかったため、免税事業者のままの（課税転換しなかった）事業者

※免税事業者とは、消費税の納税義務が免除される事業者を意味します。

～以降の設問は、問1で「2. いいえ」と回答した方にお聞きします。～

問2. 今後、インボイス発行事業者（課税事業者）として登録する予定はありますか。

【○は1つ】

- 1. 2023年10月以降にインボイス発行事業者（課税事業者）に転換した
- 2. 登録する方向で検討している
- 3. 同業者や取引先など周りの状況をみつつ判断する
- 4. 登録する予定はない
- 5. 今はまだ検討していない・わからない

～問3、問4は、最も取引額の大きい発注側事業者との取引についてご回答ください。～

問3. インボイス制度開始後の発注側事業者との取引関係や取引価格について

お答えください。【○は1つ】

- 1. 取引価格は増額となった
- 2. 取引価格は据え置きとなった
- 3. 取引価格は減額、または取引停止になった
- 4. わからない

問4. インボイス制度開始前、発注側事業者との取引価格の中で、消費税額はどのような取り扱いでしたか。【○は1つ】

- 1. 消費税額を含む価格で取引していた
- 2. 消費税額に相当する金額は受領していなかった
- 3. 消費税について明示の含意はなかった
- 4. その他（ ）
- 5. わからない

5. 参考資料

調査票（2023年12月調査） 2 / 2

問5. 貴社の営む業種（複数の事業を行っている場合には主たる業種）についてお答えください。
【〇は1つ】

農業、林業	卸売業、小売業
1 農業	50 各種商品卸売業
2 林業	51 繊維・衣服等卸売業
漁業	52 飲食料品卸売業
3 漁業（水産養殖業を除く）	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
4 水産養殖業	54 機械器具卸売業
鉱業、採石業、砂利採取業	55 その他の卸売業
5 鉱業、採石業、砂利採取業	56 各種商品小売業
建設業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
6 総合工事業	58 飲食料品小売業
7 職別工事業（設備工事業を除く）	59 機械器具小売業
8 設備工事業	60 その他の小売業
製造業	61 無店舗小売業
9 食品製造業	金融業、保険業
10 飲料、たばこ、飼料製造業	62 銀行業
11 繊維工業	63 協同組合金融業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13 家具・装備品製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	66 補助的金融業等
15 印刷・同関連業	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16 化学工業	不動産業、物品賃貸業
17 石油製品・石炭製品製造業	68 不動産取引業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69 不動産賃貸業、管理業
19 ゴム製品製造業	70 物品賃貸業
20 なめし革・同製品、毛皮製造業	学術研究、専門・技術サービス業
21 窯業、土石製品製造業	71 学術・開発研究機関
22 鉄鋼業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
23 非鉄金属製造業	73 広告業
24 金属製品製造業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
25 はん用機械器具製造業	宿泊業、飲食サービス業
26 生産用機械器具製造業	75 宿泊業
27 業務用機械器具製造業	76 飲食店
28 電子部品・デバイス、電子回路製造業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
29 電気機械器具製造業	生活関連サービス業、娯楽業
30 情報通信機械器具製造業	78 洗髪、理容、美容、浴場業
31 輸送用機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業
32 その他の製造業	80 娯楽業
電気・ガス・熱供給・水道業	教育、学習支援業
33 電気業	81 学校教育
34 ガス業	82 その他の教育、学習支援業
35 熱供給業	医療、福祉
36 水道業	83 医療業
情報通信業	84 保健衛生
37 通信業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
38 放送業	複合サービス事業
39 情報サービス業	86 郵便局
40 インターネット附随サービス業	87 協同組合（他に分類されないもの）
41 映像・音声、文字情報制作業	サービス業（他に分類されないもの）
運輸業、郵便業	88 廃棄物処理業
42 鉄道業	89 自動車整備業
43 道路旅客運送業	90 機械等修理業（別掲を除く）
44 道路貨物運送業	91 職業紹介・労働者派遣業
45 水運業	92 その他の事業サービス業
46 航空運送業	93 政治・経済・文化団体
47 倉庫業	94 宗教
48 運輸に附帯するサービス業	95 その他のサービス業
49 郵便業（信書便事業を含む）	96 外国公務
	公務（他に分類されるものを除く）
	97 国家公務
	98 地方公務
	分類不能の産業
	99 分類不能の産業

インボイス制度導入後においても、小規模事業者における取引実態を把握するため、中小企業庁の下請Ｇメンが、ご回答の内容について後日詳細を伺わせていただく場合がございます。下請Ｇメンからご連絡して差し支えなければ、下記回答欄に回答者様の所属・お名前・ご連絡先をご記載ください。（該当しない項目は記入していただく必要はありません）

貴社名		部署名	
役職名		氏 名	
電 話		e-mail	

～以上で質問は終わります。ご協力いただきありがとうございました。～

インボイス制度について、ご不明点等あれば、下記の国税庁の特設サイト及びＱ＆Ａをご覧ください。

<参考：インボイス制度について（国税庁 HP「インボイス制度特設サイト」）>



<参考：免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ>



<参考：インボイス制度の実施に関連した相談事例・注意事例等（公正取引委員会 HP「インボイス制度関連コーナー」）>



【ご記入いただきました情報の取扱いについて】

皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

5. 参考資料

業種分類の対応関係

業種7分類	業種21分類	業種99分類
1 製造業	5 製造業	9 食品製造業
		10 飲料・たばこ・飼料製造業
		11 繊維工業
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)
		13 家具・装備品製造業
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業
		15 印刷・同関連業
		16 化学工業
		17 石油製品・石炭製品製造業
		18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19 ゴム製品製造業
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業
		21 窯業・土石製品製造業
		22 鉄鋼業
		23 非鉄金属製造業
		24 金属製品製造業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29 電気機械器具製造業
		30 情報通信機械器具製造業
		31 輸送用機械器具製造業
		32 その他の製造業
2 建設業	4 建設業	6 総合工事業
		7 職別工事業(設備工事業を除く)
		8 設備工事業
3 運輸業、郵便業	8 運輸業、郵便業	42 鉄道業
		43 道路旅客運送業
		44 道路貨物運送業
		45 水運業
		46 航空運輸業
		47 倉庫業
		48 運輸に附帯するサービス業
		49 郵便業(信書便事業を含む)
		50 各種商品卸売業
		51 繊維・衣服等卸売業
4 卸売業	9 卸売業	52 飲食料品卸売業
		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54 機械器具卸売業
		55 その他の卸売業
		56 各種商品小売業
5 小売業	10 小売業	57 繊維・衣服・身の回り品小売業
		58 飲食料品小売業
		59 機械器具小売業
		60 その他の小売業
		61 無店舗小売業

業種7分類	業種21分類	業種99分類
6 サービス業	7 情報通信業	37 通信業
		38 放送業
		39 情報サービス業
		40 インターネット附随サービス業
	13 学術研究、専門・技術サービス業	41 映像・音声・文字情報制作業
		71 学術・開発研究機関
		72 専門サービス業(他に分類されないもの)
		73 広告業
	14 宿泊業、飲食サービス業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
		75 宿泊業
		76 飲食店
	15 生活関連サービス業、娯楽業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
		78 洗濯・理容・美容・浴場業
		79 その他の生活関連サービス業
	16 教育、学習支援業	80 娯楽業
		81 学校教育
	17 医療、福祉	82 その他の教育、学習支援業
		83 医療業
	18 複合サービス事業	84 保健衛生
		85 社会保険・社会福祉・介護事業
7 その他	19 サービス業(他に分類されないもの)	86 郵便局
		87 協同組合(他に分類されないもの)
		88 廃棄物処理業
		89 自動車整備業
		90 機械等修理業(別掲を除く)
		91 職業紹介・労働者派遣業
		92 その他の事業サービス業
		93 政治・経済・文化団体
		94 宗教
		95 その他のサービス業
		96 外国公務
	1 農業、林業	1 農業
		2 林業
	2 漁業	3 漁業(水産養殖業を除く)
		4 水産養殖業
	3 鉱業、採石業、砂利採取業	5 鉱業、採石業、砂利採取業
	6 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
		34 ガス業
		35 熱供給業
		36 水道業
	11 金融業、保険業	62 銀行業
		63 協同組織金融業
		64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65 金融商品取引業、商品先物取引業
		66 補助的金融業等
		67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
	12 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業
		69 不動産賃貸業・管理業
		70 物品賃貸業
	20 公務 (他に分類されるものを除く)	97 国家公務
		98 地方公務
	21 分類不能の産業	99 分類不能の産業



消費税転嫁に関する調査

2024 年 2 月



＜報告書の構成＞

	ページ
1. 消費税の転嫁状況（全体）の時系列推移	35
2. 消費税の転嫁状況（従業員規模別）の時系列推移	42
3. 消費税の転嫁状況（業種 7 分類別）の時系列推移	47
4. 免税事業者との取引の時系列推移	52
5. 参考資料	56

<調査概要>

■調査手法：書面郵送調査とweb調査の併用

■調査時期：令和5年7月（1回） ※令和5年度は1回調査のみ

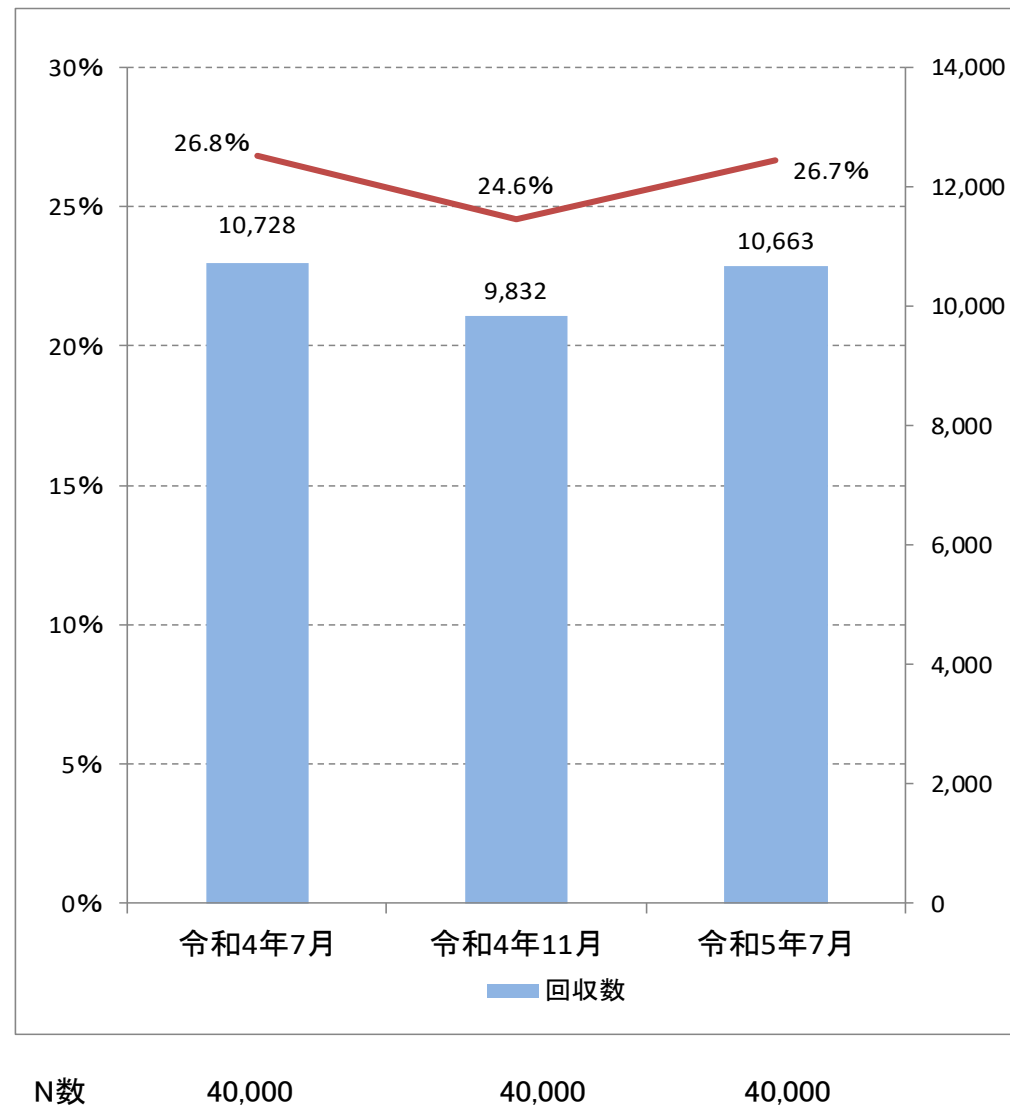
■対象事業者数：40,000者

- 株式会社東京商工リサーチに登録されている事業者を対象に実施
- 総務省「平成28年経済センサス」における、従業員規模分布、業種分布に基づき、無作為抽出

■備考

- 各集計ごとに、無回答は除外して集計
- 設問4（業種）が無回答の場合、調査IDを基に、株式会社東京商工リサーチに登録されている業種分類を代入

回収状況の推移(令和 4 年 7 月調査から令和 5 年 7 月調査、直近 3 回分)

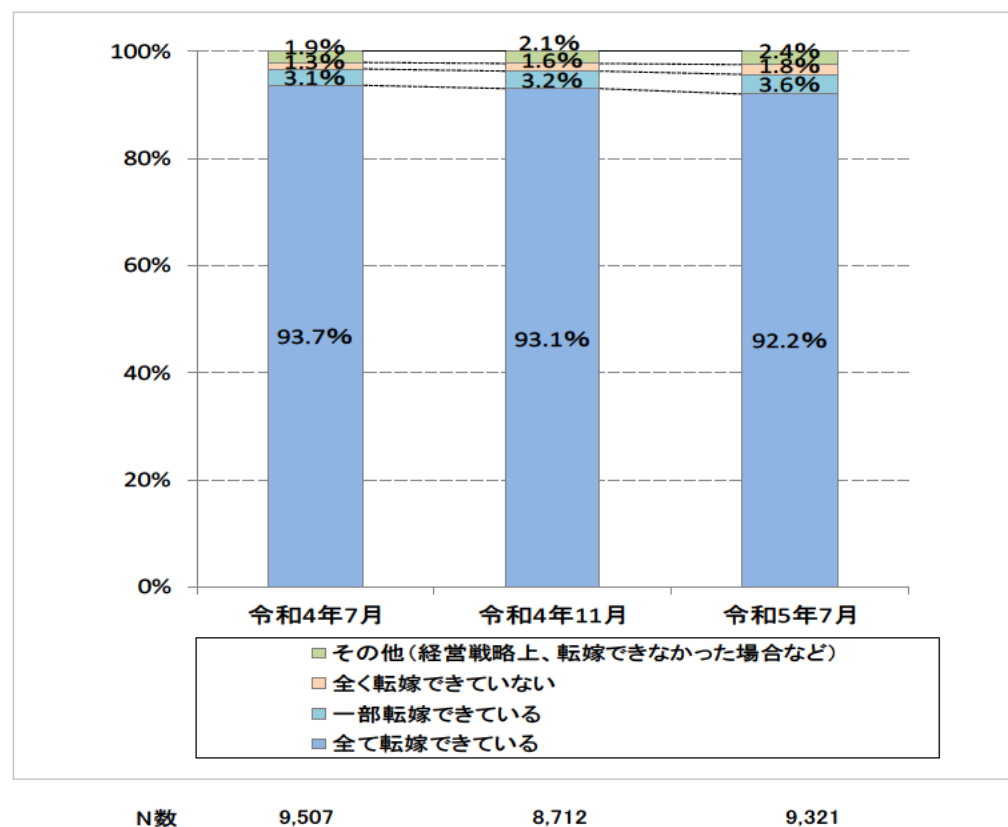


1. 消費税の転嫁状況（全体）の時系列推移

1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

「全て転嫁できている」と回答した事業者は、前回の令和4年11月調査より若干下がったものの92.2%と高い水準を維持している。(令和4年7月調査93.7%、令和4年11月調査93.1%、令和5年7月調査92.2%)

問 8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB 取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】



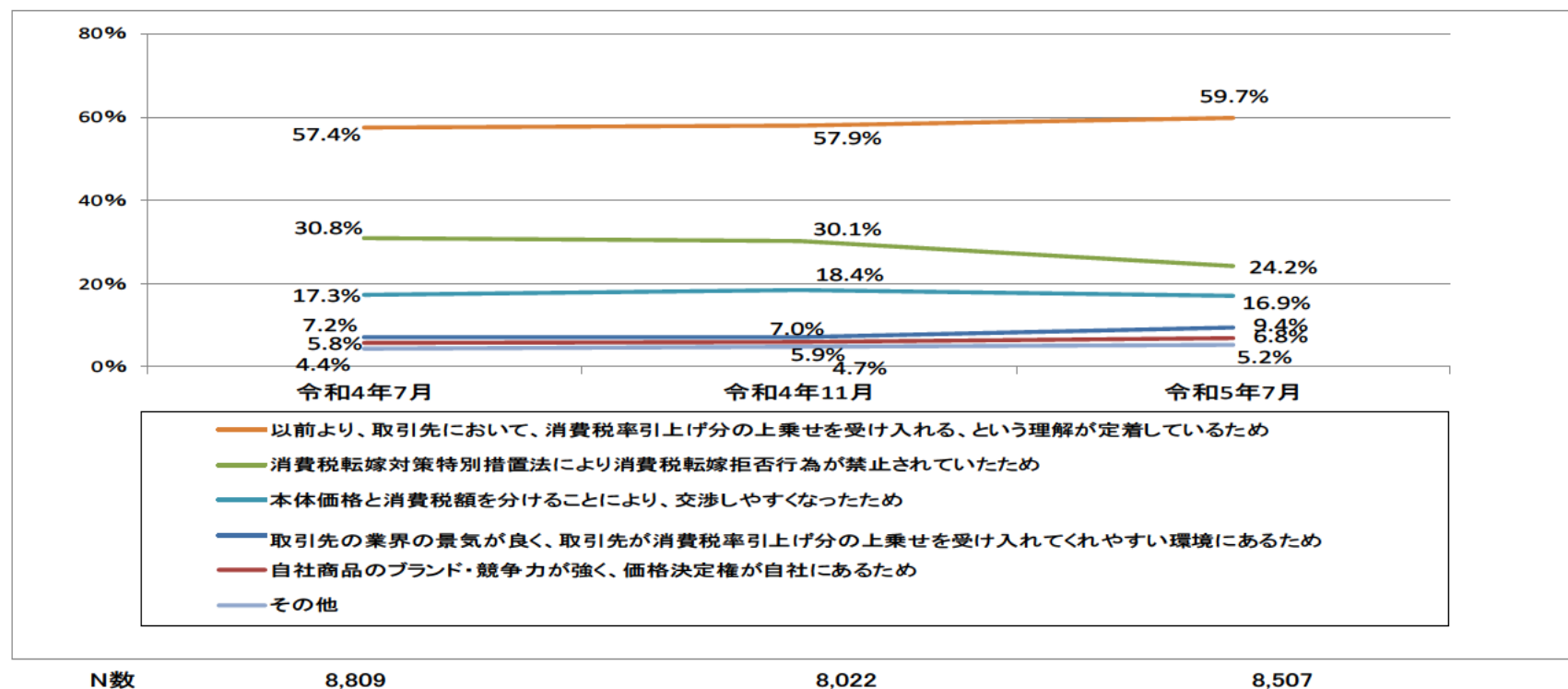
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁できた理由

「以前より、取引先において、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れる、という理解が定着しているため」と回答した事業者が最も多く、次いで「消費税転嫁対策特別措置法により消費税転嫁拒否行為が禁止されていたため」が続いている。令和4年7月調査、11月調査と比べて、転嫁できた理由の傾向に大きな変動はみられない。

問 9. 問 8 で「1.全て転嫁できている」と回答した方にお聞きします。

どういった理由により、転嫁ができたと考えますか。当てはまるものが複数の場合は、上位 2 つまで選択してください。【〇は 2 つまで】



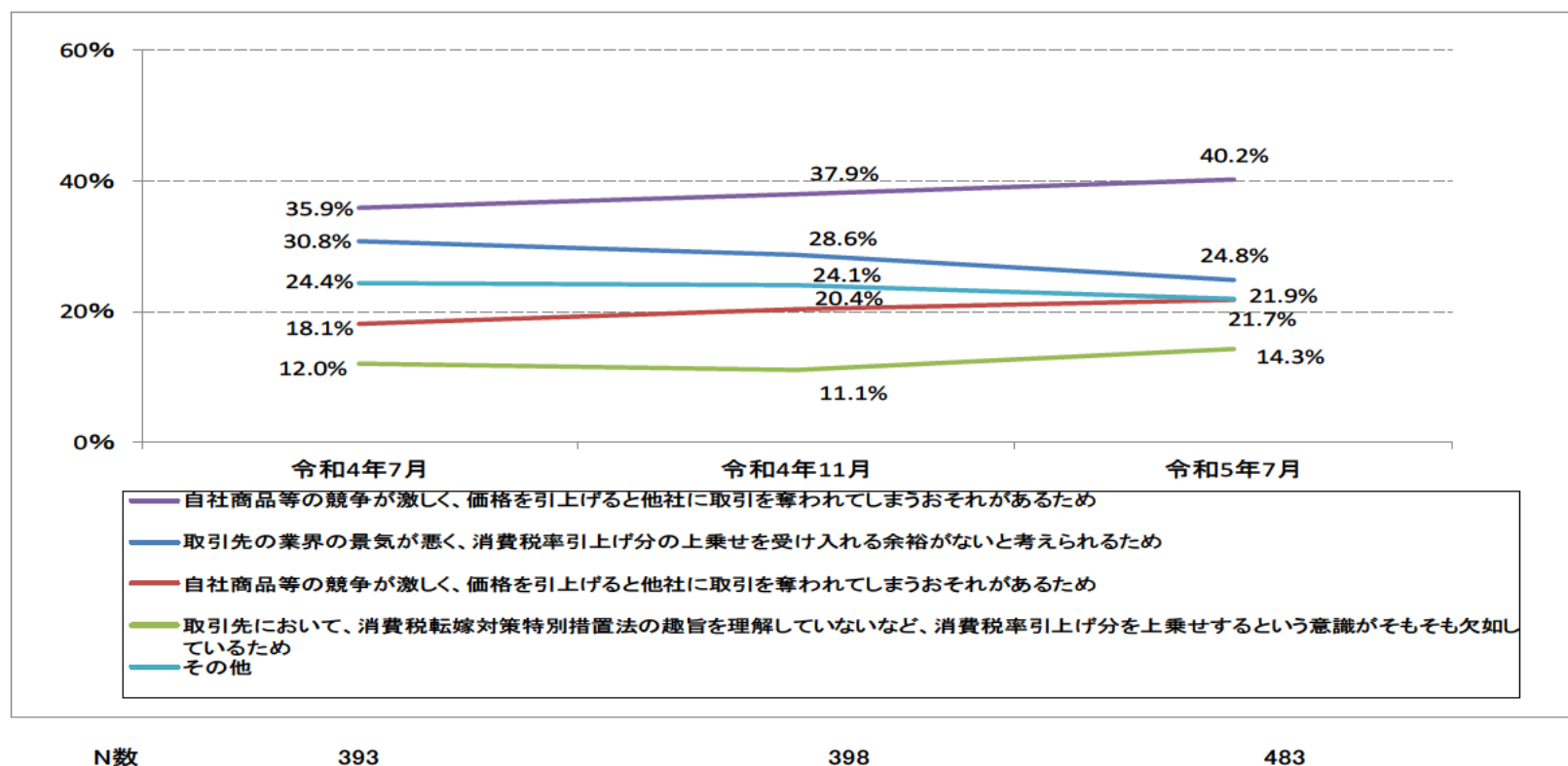
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁できていない理由

「自社商品等の競争が激しく、価格を上げると他社に取引を奪われてしまうおそれがあるため」と回答した事業者が最も多く、次いで「取引先の業界の景気が悪く、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れる余裕がないと考えられるため」が続いている。令和4年7月調査、11月調査と比べて、価格転嫁できていない理由の傾向に大きな変動はみられない。

問 10. 問 8 で「2.一部転嫁できている」「3.全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。

転嫁できていない理由は何と考えますか。当てはまるものが複数の場合は、上位 2 つまで選択してください。【〇は 2 つまで】



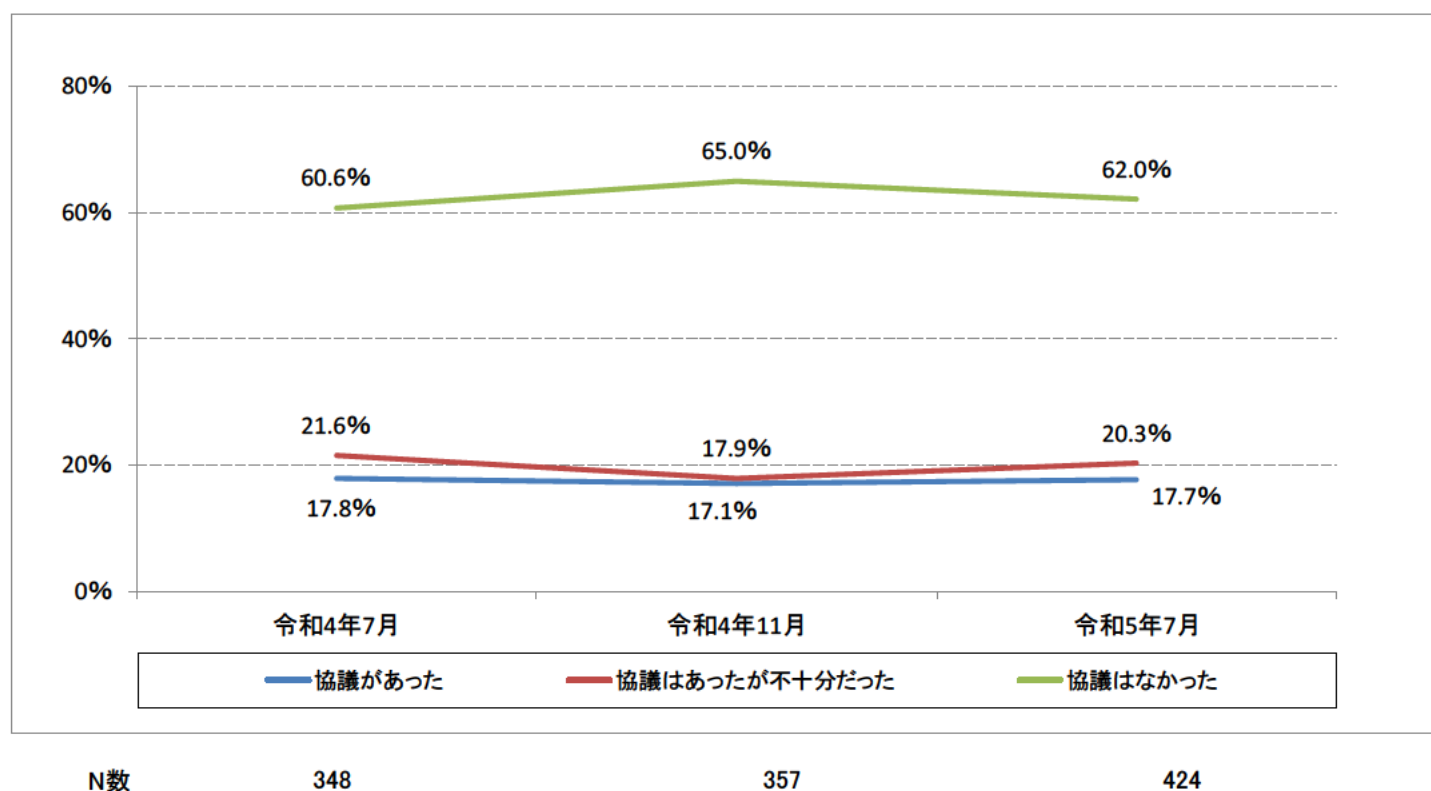
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB 取引) 取引先との協議

「協議はなかった」と回答した事業者が6割を超えて最も多く、次いで「協議はあったが不十分だった」が続き、「協議があった」は17%台となっている。令和4年7月調査、11月調査と比べて、取引先との協議の傾向に大きな変動はみられない。

問 11. 問 8 で「2.一部転嫁できている」「3.全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。

これらに該当する取引において、取引先と協議はありましたか。【○は1つ】

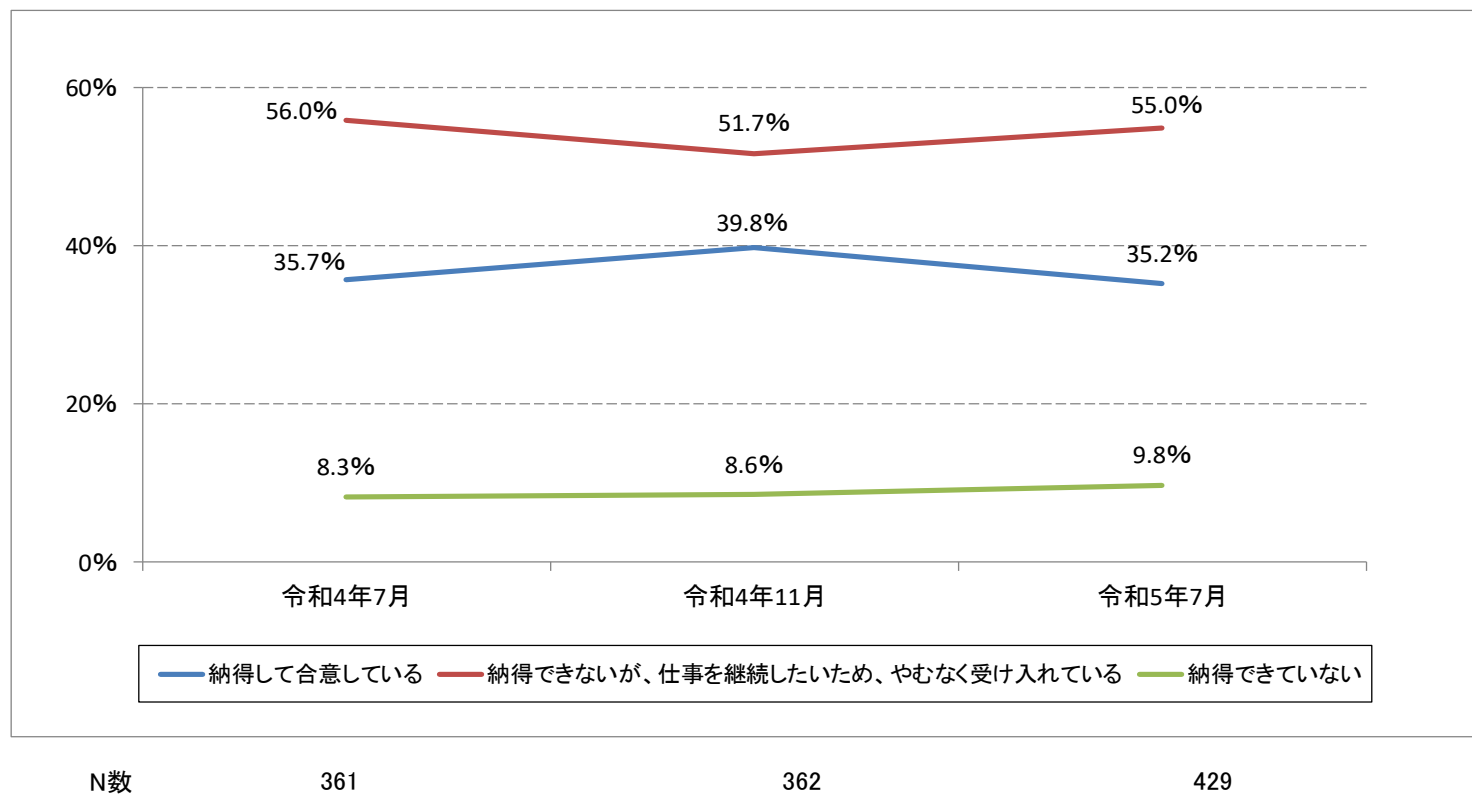


※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁についての合意

「納得できないが、仕事を継続したいため、やむなく受け入れている」と回答した事業者が最も多く、前回の令和4年11月調査と比べて3.3ポイント増加している。次いで「納得して合意している」が35.2%、「納得できていない」は前回の令和4年11月調査から1.2ポイント増加し9.8%となっている。

問 12. 問 8 で「2.一部転嫁できている」「3.全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。
これらに該当する取引において、価格について納得して合意しましたか。【○は1つ】



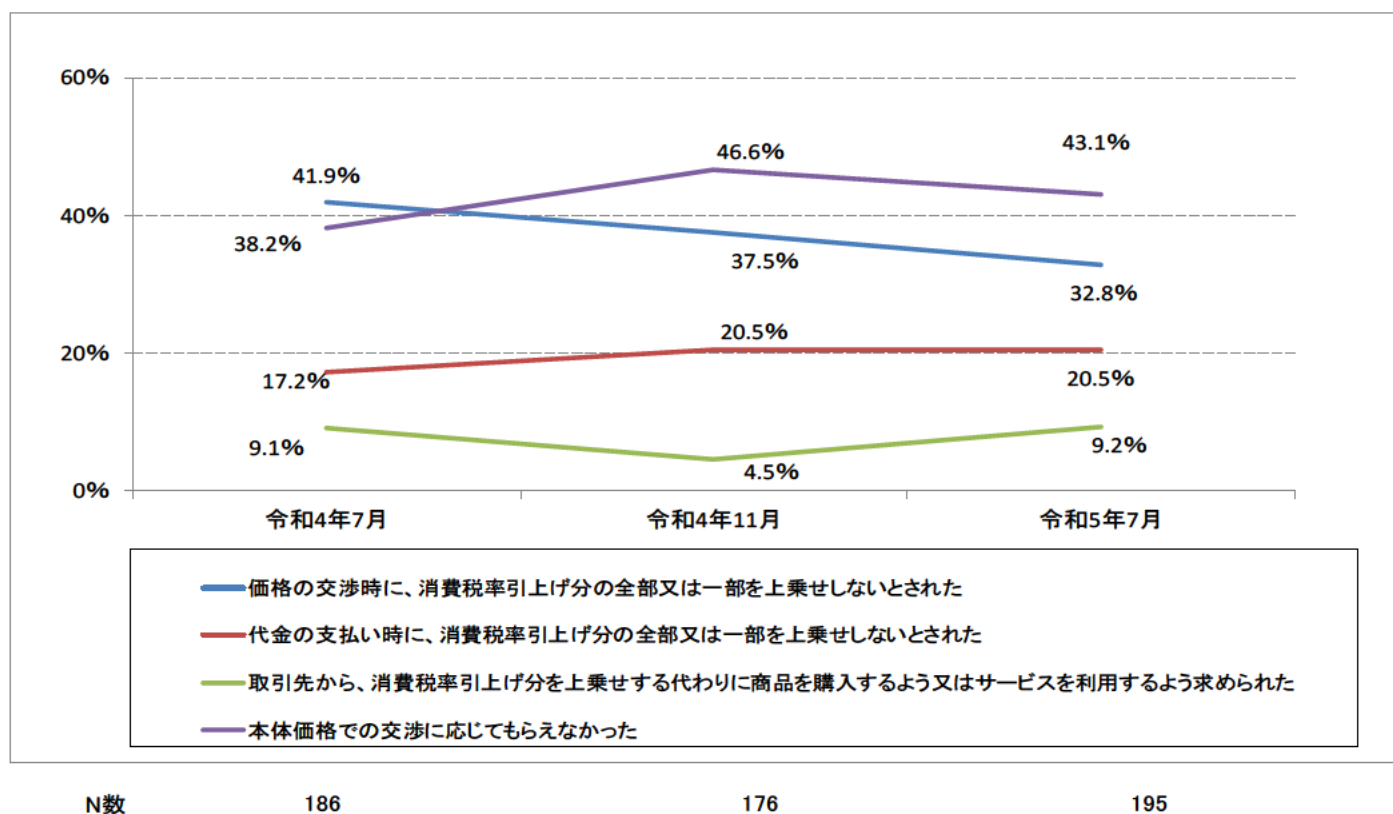
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

1. 消費税の転嫁状況(全体)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 取引先から受けた転嫁拒否行為

前回の令和4年11月調査と同様に「本体価格での交渉に応じてもらえなかった」が最も多くなっている。次いでこちらも前回調査と同様に「価格の交渉時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた」が続いている。

問13. 問8で「2.一部転嫁できている」「3.全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きます。

取引先から以下の行為を受けたことがありますか。【〇はいつでも】



※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

2. 消費税の転嫁状況（従業員規模別）の時系列推移

2. 消費税の転嫁状況(従業員規模別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況：N数

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】

	令和4年7月	令和4年11月	令和5年7月
5人以下	5,081	4,534	4,804
6～20人	2,763	2,626	2,788
21～50人	1,007	910	995
51～100人	369	352	409
101～300人	182	197	208

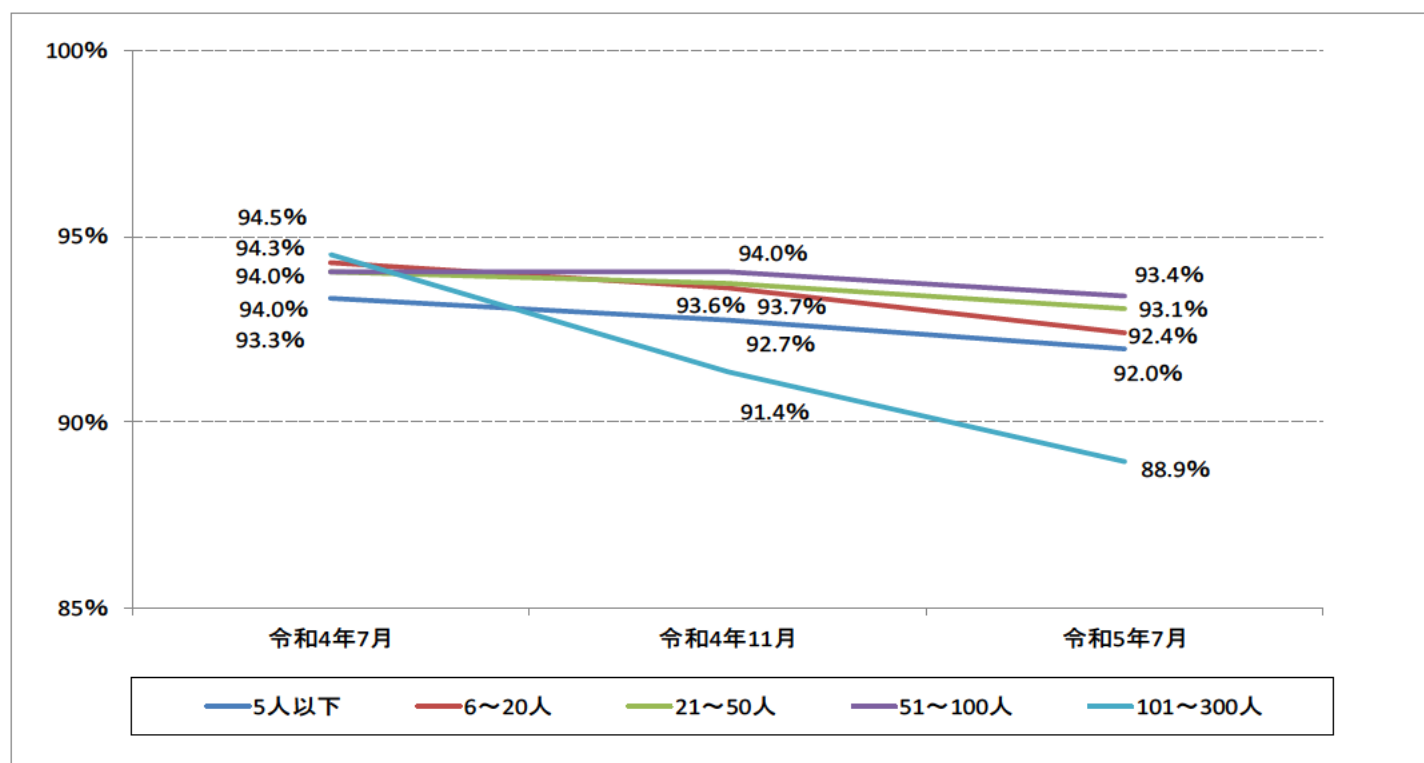
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

2. 消費税の転嫁状況(従業員規模別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況： 全て転嫁できている

令和4年7月調査と比べると、「101～300人」のカテゴリについては、変動幅が5.6ポイントと他のカテゴリと比べてやや大きい傾向がみられるが、他は2ポイント未満でほぼ横ばいで推移している。「101～300人」を除くカテゴリで9割を超えている。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】



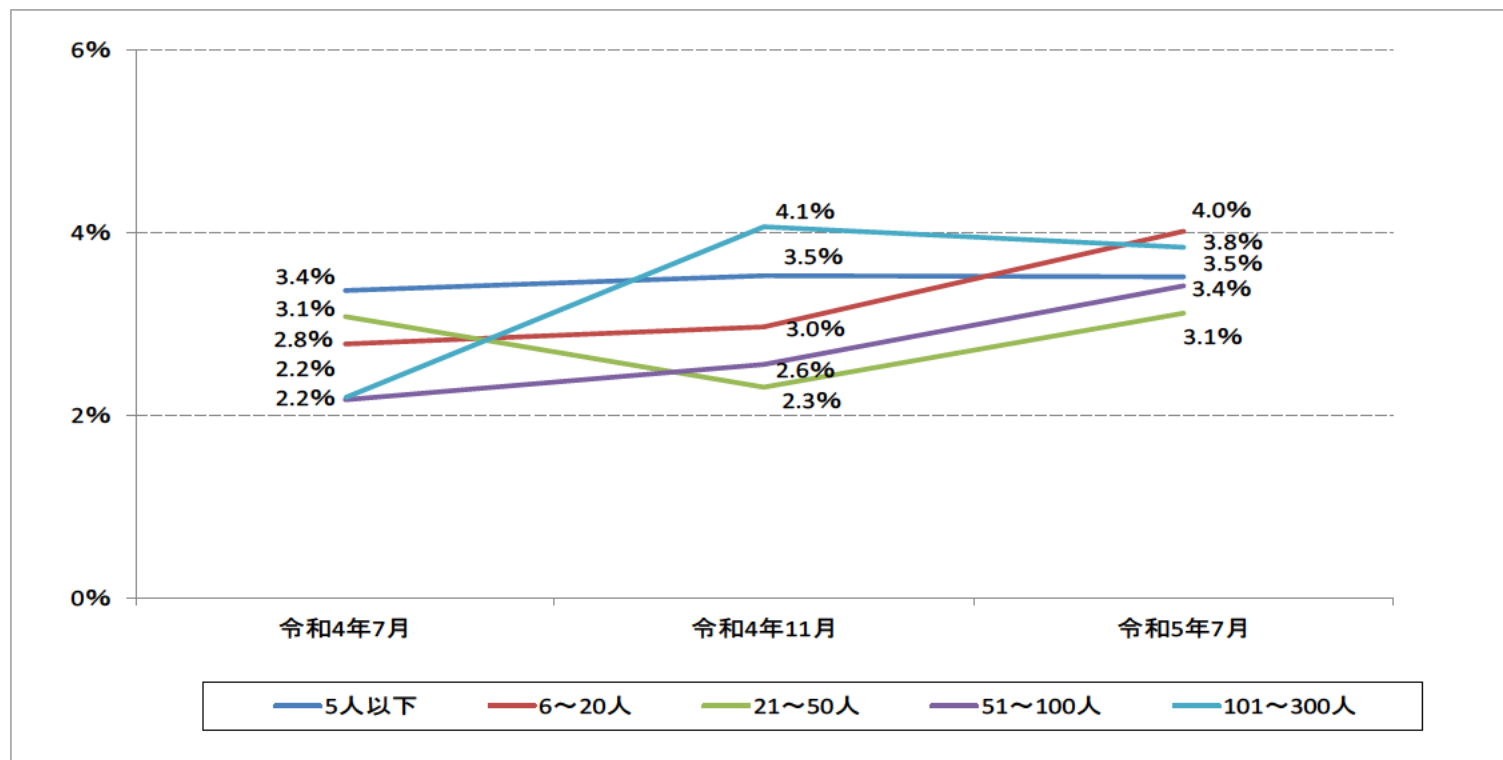
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

2. 消費税の転嫁状況(従業員規模別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況：一部転嫁できている

前回の令和4年11月調査では、カテゴリ間で変動幅が多少あったが、今回のカテゴリ間の差は1ポイント未満で規模による顕著な違いはみられない。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】



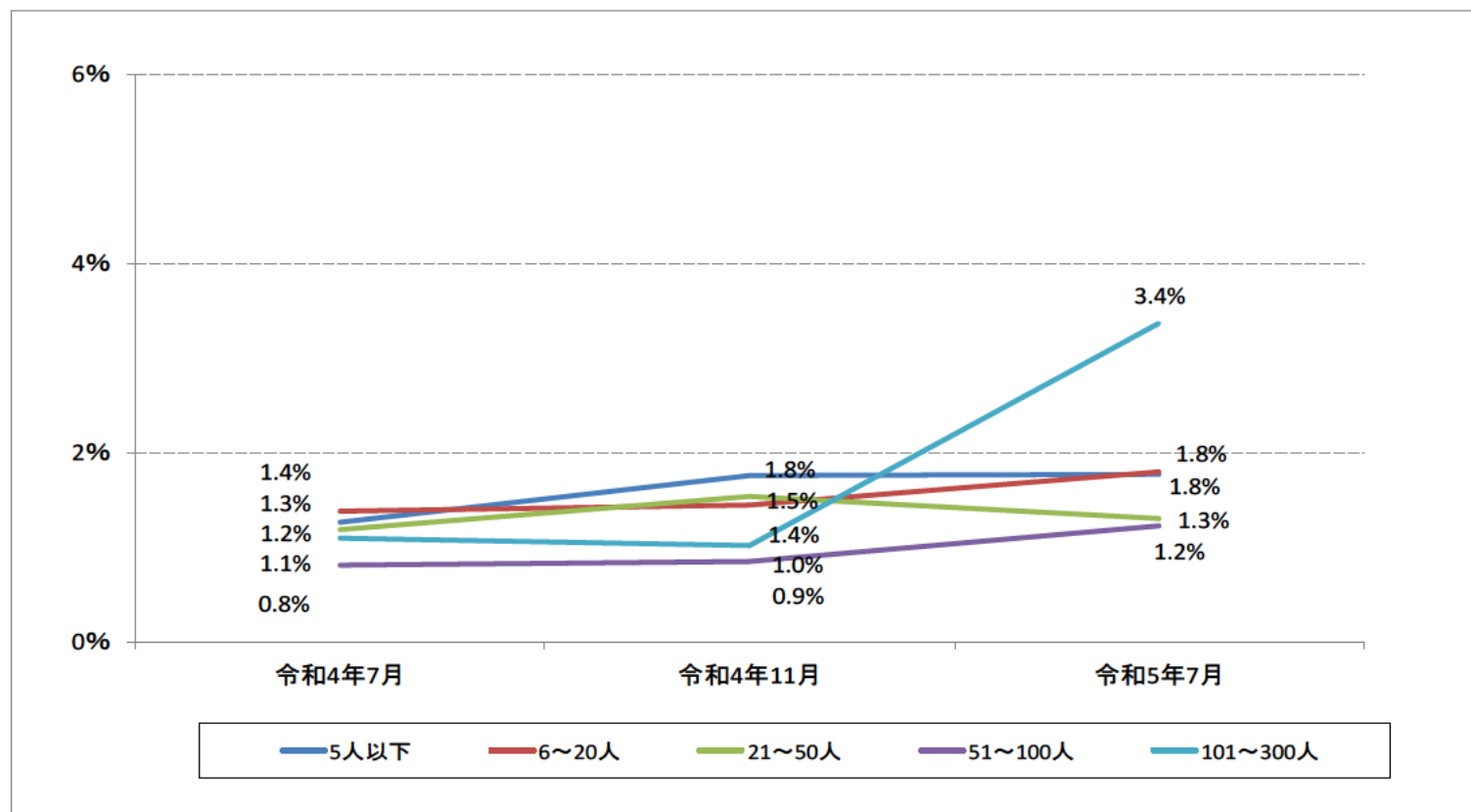
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

2. 消費税の転嫁状況(従業員規模別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況： 全く転嫁できていない

前回の令和4年11月調査と比べて、「101～300人」以外のカテゴリでは変動幅が小さく、ほぼ横ばいで推移している。「101～300人」では前回調査から2.4ポイント増加し若干違いがみられた。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】



※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

3. 消費税の転嫁状況（業種 7 分類別）の時系列推移

3. 消費税の転嫁状況(業種7分類別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況：N数

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引（BtoB取引）事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】

	令和4年7月	令和4年11月	令和5年7月
製造業	1,380	1,226	1,338
建設業	1,196	1,120	1,177
運輸業、郵便業	239	225	274
卸売業	853	808	818
小売業	1,198	1,057	1,162
サービス業	3,524	3,242	3,458
その他	1,117	1,034	1,094

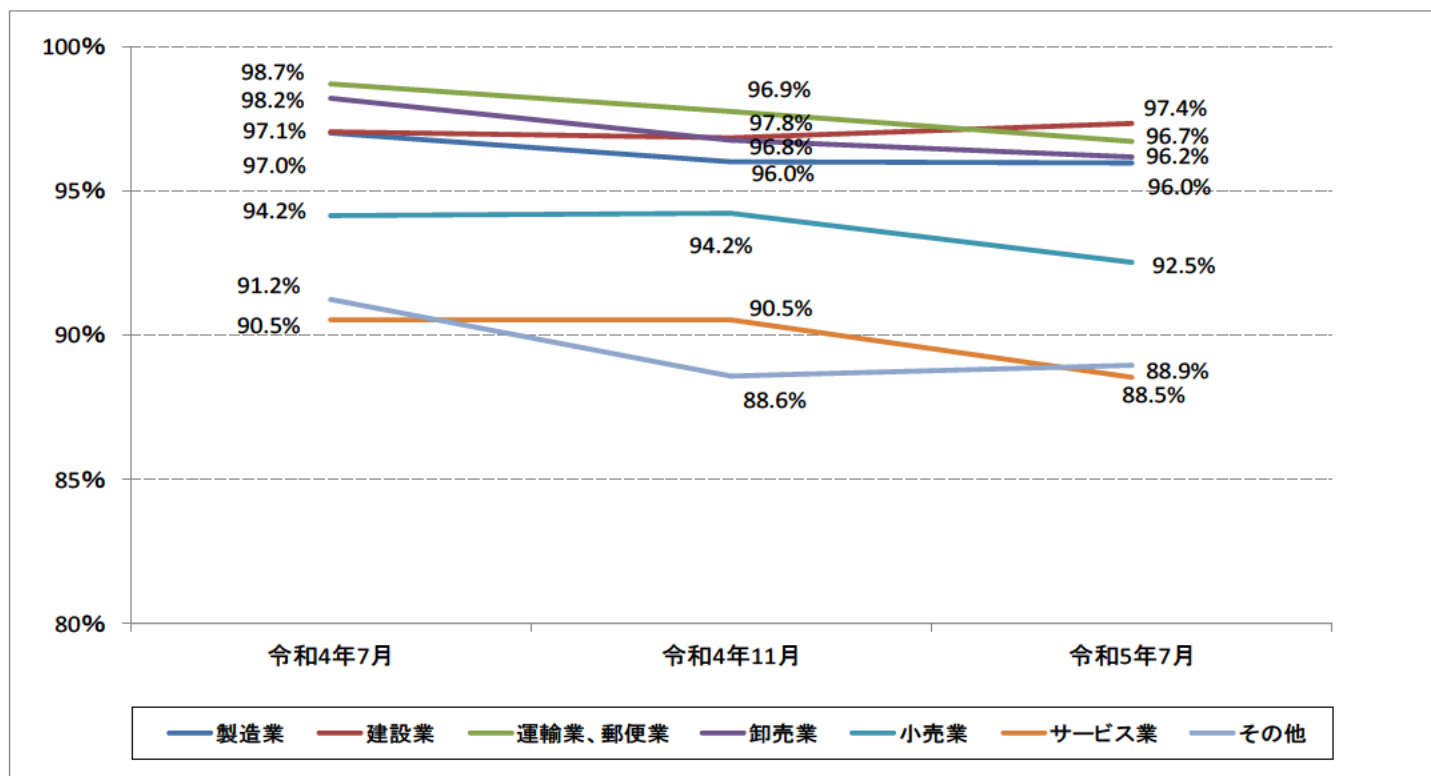
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

3. 消費税の転嫁状況(業種7分類別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況： 全て転嫁できている

「サービス業」と「その他」以外の業種では9割を超えている。中でも「建設業」は97%を超えて最も高くなっている。「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業」は96%台、「小売業」は92%台となっている。令和4年11月調査と比べて顕著な違いはみられない。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】



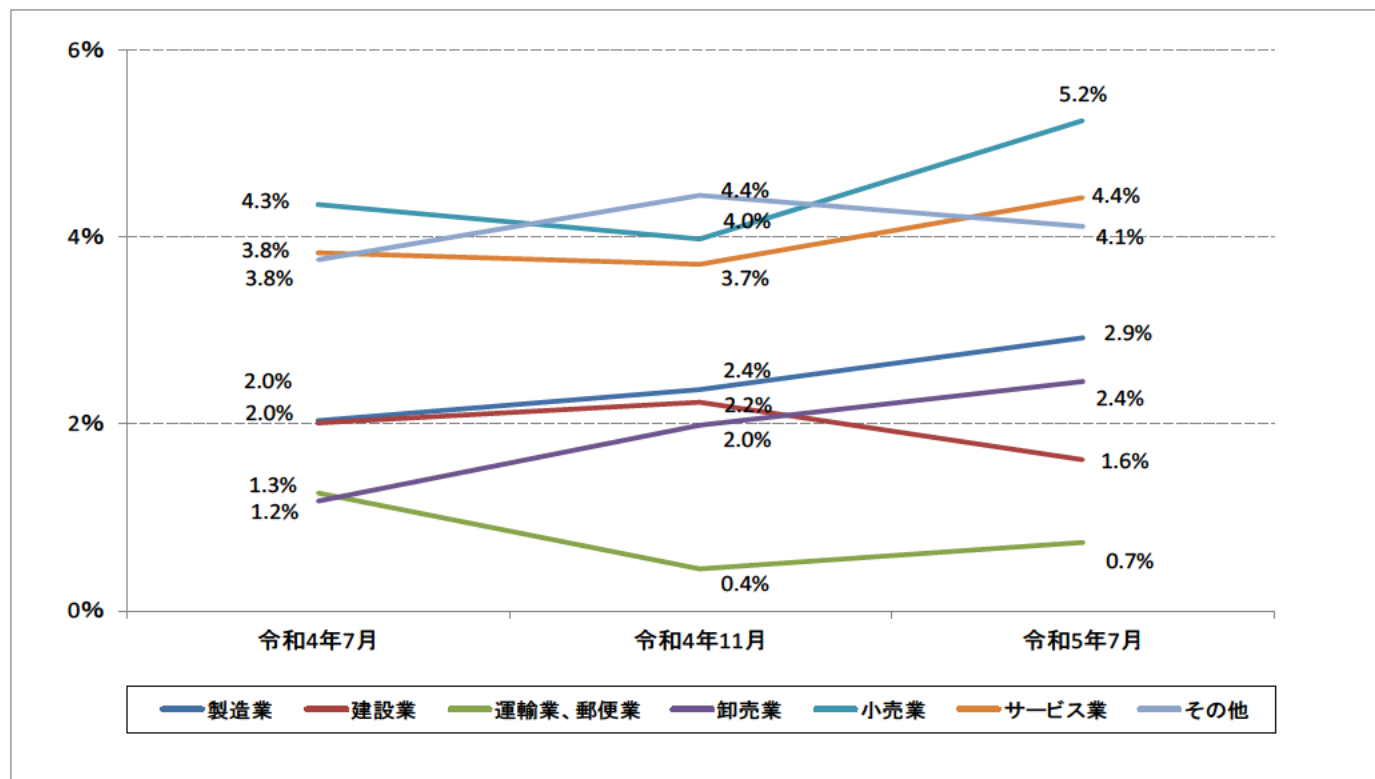
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

3. 消費税の転嫁状況(業種7分類別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況：一部転嫁できている

業種間で差があり、「小売業」（5.2%）、「サービス業」（4.4%）、「その他」（4.1%）の3業種は4%を超えているのに対して、他の4業種は3%を下回っている。全体的な業種間の傾向は直近2回の調査と大きな変動はみられない。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引(BtoB取引)事業全体として価格転嫁できましたか。【○は1つ】



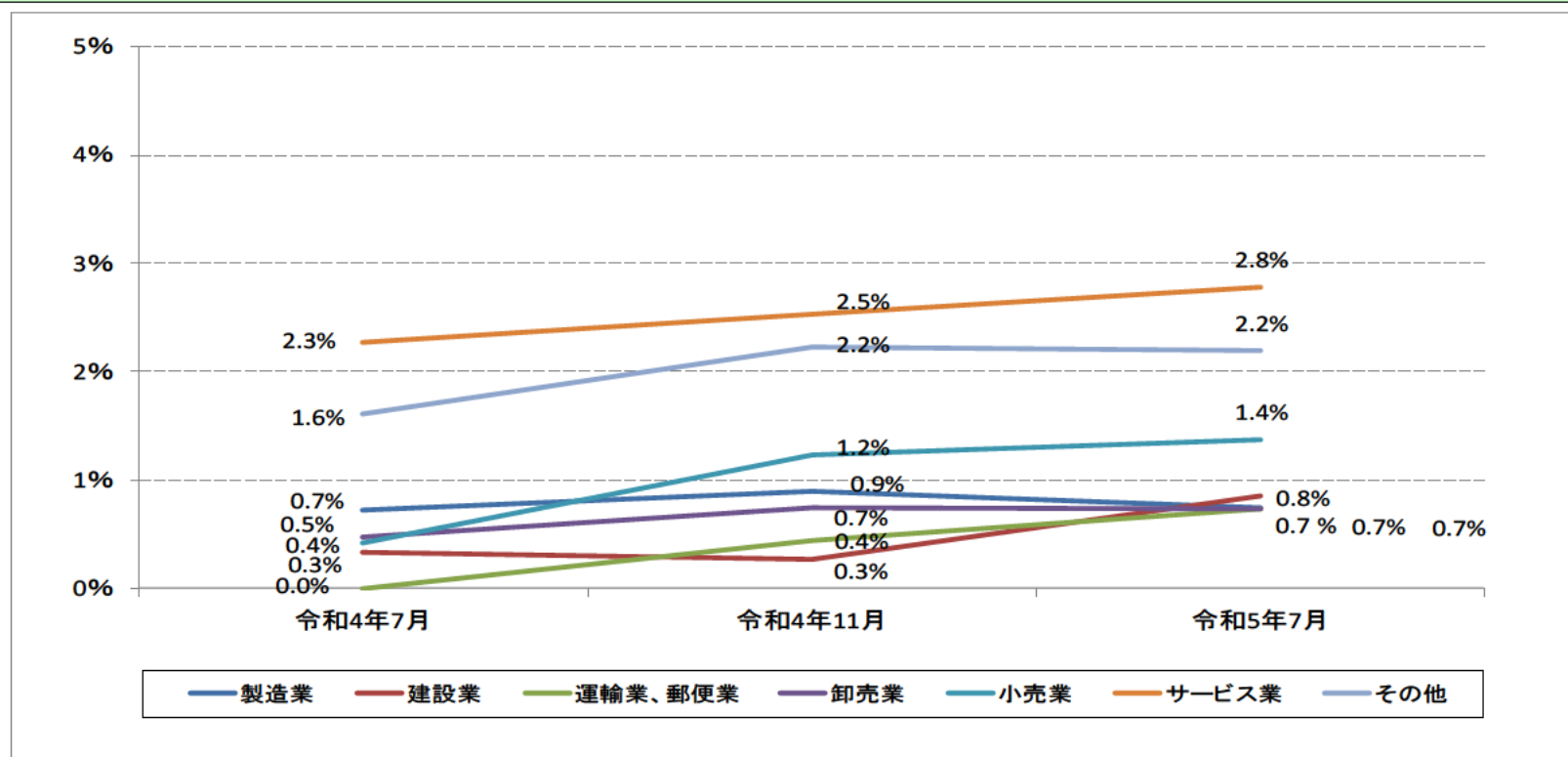
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

3. 消費税の転嫁状況(業種7分類別)の時系列推移：事業者間取引(BtoB取引) 価格転嫁の状況

事業者間取引（BtoB取引） 価格転嫁の状況： 全く転嫁できてない

令和4年7月調査と比べて、「製造業」以外の業種は増加しているものの、全体的な業種間の傾向は直近2回の調査と大きな変動はみられない。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引（BtoB取引）事業全体として価格転嫁できましたか。【〇は1つ】



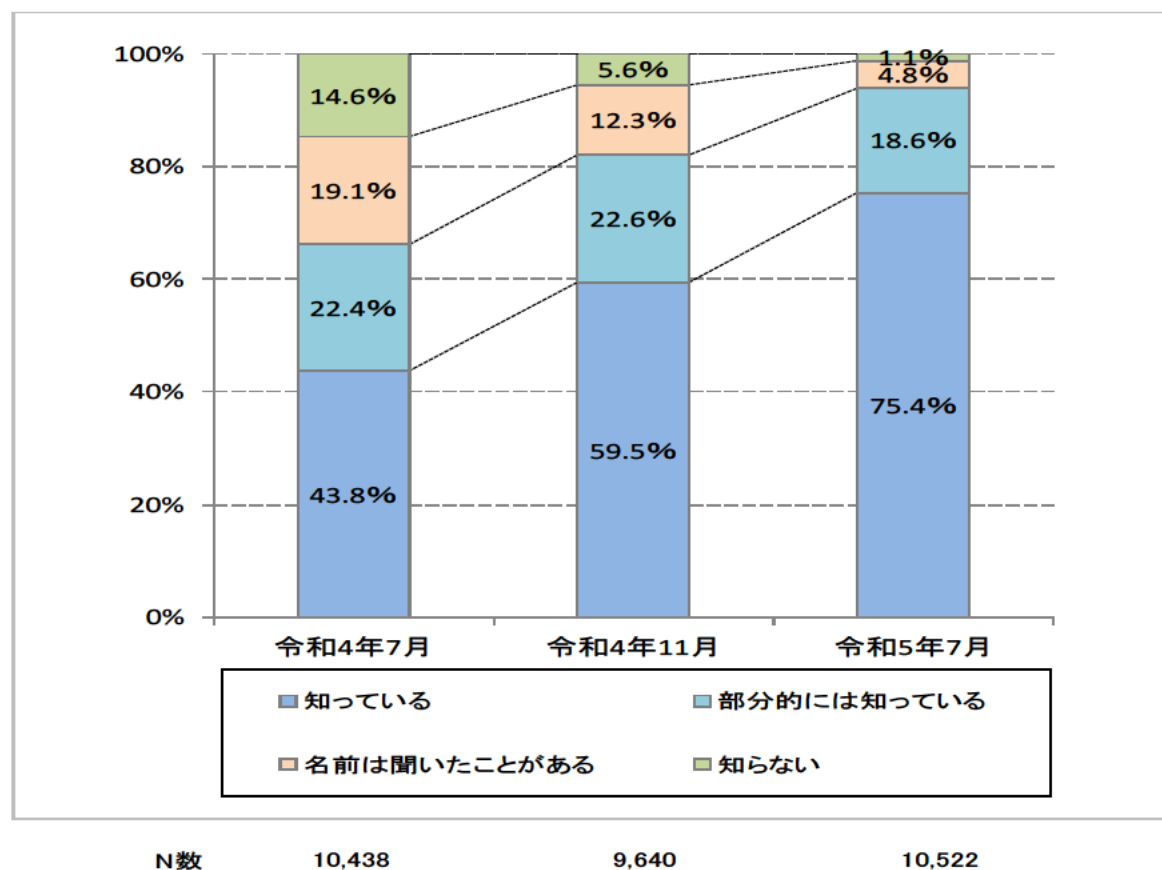
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

4. 免税事業者との取引の時系列推移

4. 免税事業者との取引の時系列推移：インボイス制度の認知度

「知っている」は令和4年7月調査の43.8%から今回調査では75.4%と31.6ポイント認知度が上昇している。「部分的には知っている」は18.6%、「知らない」は1.1%と前回の令和4年11月調査から4.5ポイント低下している。

問14. 貴社はインボイス制度について知っていますか。【〇は1つ】

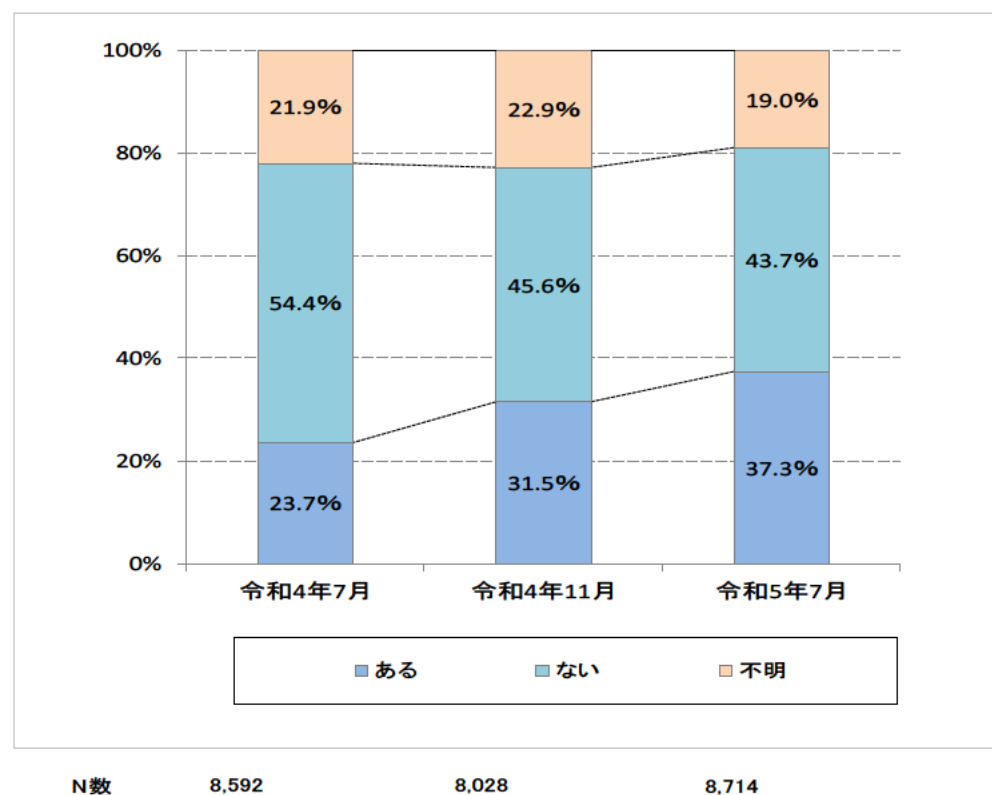


※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

4. 免税事業者との取引の時系列推移：免税事業者との取引有無

「ある」と回答した事業者が令和4年7月調査では23.7%、今回調査では37.3%と13.7ポイント増加している。「ない」と回答した事業者は前回の令和4年11月調査では45.6%、今回調査では43.7%となっている。

問15. 貴社が課税事業者（簡易課税事業者含む）の場合において、免税事業者との取引はありますか。【〇は1つ】



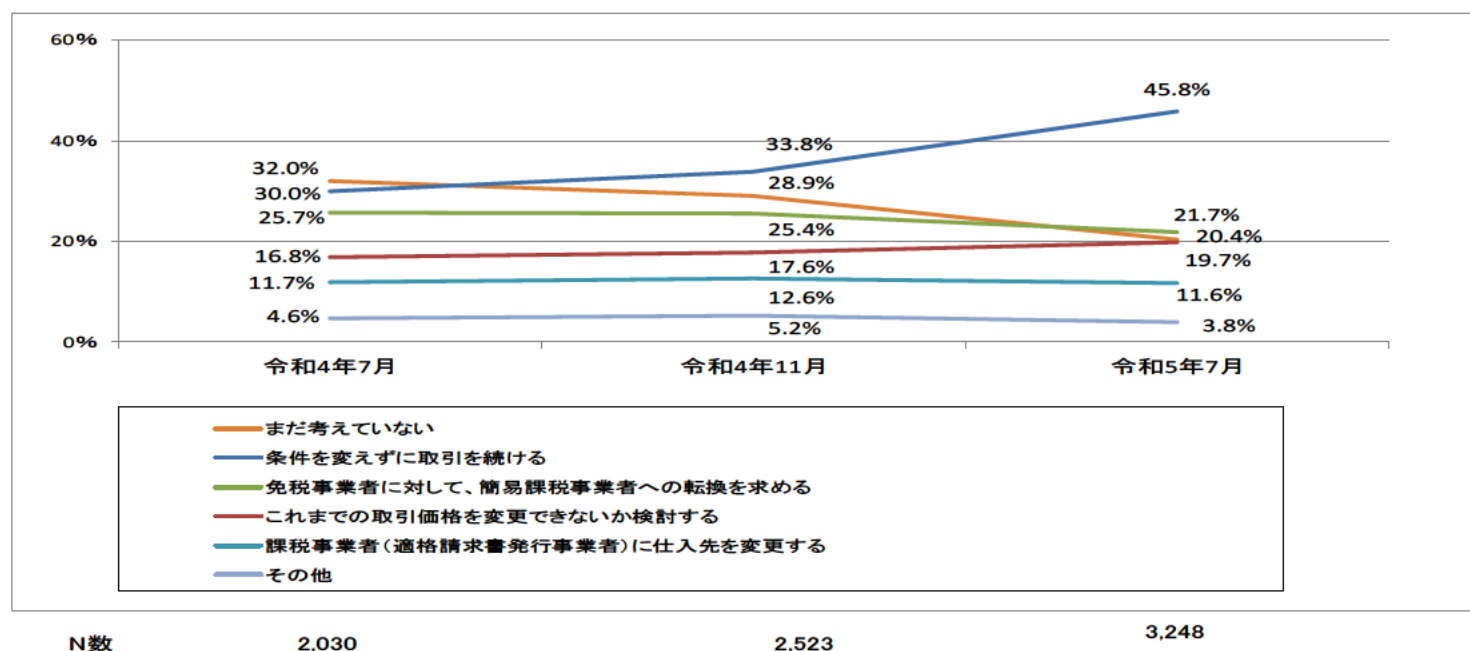
※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

4. 免税事業者との取引の時系列推移：インボイス制度導入後の対応

「条件を変えずに取引を続ける」が令和4年7月調査では30.0%、今回調査では45.8%と15.8ポイント増加している。一方で「まだ考えていない」と回答した事業者が令和4年7月調査では32.0%、同11月調査では28.9%、今回調査では20.4%と回を追うごとに低下したものの、まだ2割の事業者は態度を保留している。

問16. 問15で「1.ある」と回答した方にお聞きます。

インボイス制度が始まると、貴社が仕入れを行う際に「仕入税額控除」を利用するには、適格請求書発行事業者（免税事業者は発行不可）から仕入れを行う必要があります。貴社がこれまで免税事業者から仕入れを行っていた取引においては、これまで全額控除できていたところ、移行期間（3年間8割控除可、更に3年間5割控除可）に移ります。貴社はどのように対応される予定でしょうか。【〇はいくつでも】



※令和4年7月調査から令和5年7月調査、直近3回分を掲載

5. 參考資料

5. 参考資料

調査票 1 / 4

各位

令和5年7月吉日

経済産業省 中小企業庁

令和5年度「消費税の転嫁状況に関する調査」 ～ご協力のお願い～

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊省の事業にご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

平成26年4月に、消費税率が8%に上げられ、令和元年10月には10%に上げられております。消費税率の上げは、「社会保障と税の一体改革」として実施され、税率の上げによる消費税の増収分は、その全額が「社会保障の財源」となり、国民の皆さまに還元されます。

消費税は、生産者から卸売業者、小売業者、消費者といった各取引の段階で価格に転嫁（上乗せ）されながら、最終的に消費者が負担する税金です。また、消費税は、税金を負担する者と納付する者が異なる間接税であり、消費税を実際に納付する義務は事業者が負います。このため、事業者が消費税増収分を取り価格に正しく転嫁（上乗せ）することは、事業者の利益を守るために欠かせません。

経済産業省 中小企業庁では、消費税率上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、引き続き監視・取締りを強化し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への指導など迅速な是正を行っております。この一環で、消費税の転嫁状況を定期的にモニタリングするため、転嫁状況に関する事業者へのアンケート調査として、モニタリング調査を実施しております。

本調査は、無作為に抽出された企業・事業者に対してご回答をお願いしております。調査の結果は、経済産業省 中小企業庁など官公庁のみが、今後の施策を企画・立案するための貴重な情報として、適切に利用させていただきます。回答結果は、特徴的な取引状況を把握するために利用し、回答した企業・事業者が特定されるような形で公表されることはございません。

つきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りたく、何卒、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

【記入上のお願い】

1. 本アンケート調査の送付・回収・集計業務については、経済産業省 中小企業庁が（株）東京商工リサーチに委託しております。
2. 回答は本調査票にご記入の上、**令和5年7月28日（金）まで**に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。
3. Webアンケート画面からご回答頂くことも可能です。別添のログインガイドをご参照ください。

＜本調査に関するお問い合わせ先＞

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部内 「消費税の転嫁状況に関する調査」調査事務局

所在地：東京都千代田区大手町1-3-1 JABビル

電話：03-6910-3154 FAX：03-5221-0710

メール：tonka@tsr-net.co.jp

受付時間：平日（月～金）9時～12時、13時～17時 ※祝日を除く

I. 回答事業者の属性について

問1. 貴社の年間売上高（直近の決算時点）についてお答えください。【〇は1つ】

1. 500万円以下
2. 500万円超～1,000万円以下
3. 1,000万円超～1,500万円以下
4. 1,500万円超～2,000万円以下
5. 2,000万円超～3,000万円以下
6. 3,000万円超～5,000万円以下
7. 5,000万円超～1億円以下
8. 1億円超～2億円以下
9. 2億円超

問2. 貴社の資本金額（直近の決算時点）についてお答えください。【〇は1つ】

（注）個人事業者の場合には、「1. 個人事業者」に〇を付けてください。

1. 個人事業者
2. 法人であって1,000万円以下
3. 法人であって1,000万円超～3,000万円以下
4. 法人であって3,000万円超～5,000万円以下
5. 法人であって5,000万円超～1億円以下
6. 法人であって1億円超～3億円以下
7. 法人であって3億円超

問3. 貴社の会社全体の従業員数（直近の決算時点）についてお答えください。【〇は1つ】

（注）従業員には正社員・正職員のほか、パート・アルバイトを含みます。

一方、事業主、経営者、役員、無給の家族従業者、派遣・下請従業者は含みません。

1. 5人以下
2. 6～20人
3. 21～50人
4. 51～100人
5. 101～300人
6. 301人以上

5. 参考資料

調査票 2 / 4

問4. 貴社の営む業種（複数の事業を行っている場合には主たる業種）についてお答えください。

【〇は1つ】

農業、林業	卸売業、小売業
1 農業	50 各種商品卸売業
2 林業	51 繊維、衣服等卸売業
漁業	52 飲食料品卸売業
3 漁業（水産養殖業を除く）	53 建築材料、鉱物、金属材料等卸売業
4 水産養殖業	54 機械器具卸売業
5 鉱業、採石業、砂利採取業	55 その他の卸売業
建設業	56 各種商品小売業
6 総合工事業	57 繊維、衣服、身の回り品小売業
7 建築工事業（設備工事業を除く）	58 飲食料品小売業
8 設備工事業	59 機械器具小売業
製造業	60 その他の小売業
9 食品製造業	61 卸店舗小売業
10 飲料、たばこ、飼料製造業	62 銀行業
11 繊維工業	63 協同組織金融業
12 木材、木製品製造業（家具を除く）	64 貸金業、クレジットカード等非預金信用機関
13 家具、装飾品製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
14 パルプ、紙、紙加工品製造業	66 補助的金融業等
15 印刷、同関連業	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16 化学工業	不動産業、物品賃貸業
17 石油製品、石炭製品製造業	68 不動産取引業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69 不動産賃貸業、管理業
19 ゴム製品製造業	70 物品賃貸業
20 なめし革、同製品、毛皮製造業	学術研究、専門・技術サービス業
21 陶業、土石製品製造業	71 学術、開発研究機関
22 鉄鋼業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
23 非鉄金属製造業	73 広告業
24 金属製品製造業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
25 はん用機械器具製造業	宿泊業、飲食サービス業
26 生産用機械器具製造業	75 宿泊業
27 家庭用機械器具製造業	76 飲食店
28 電子部品、デバイス、電子回路製造業	77 持ち帰り、配達飲食サービス業
29 電気機械器具製造業	生活関連サービス業、娯楽業
30 情報通信機械器具製造業	78 洗濯、理容、美容、浴場業
31 輸送用機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業
32 その他の製造業	80 娯楽業
33 電気、ガス、熱供給・水道業	教育、学習支援業
34 ガス業	81 学校教育
35 熱供給業	82 その他の教育、学習支援業
36 水道業	医療、福祉
情報通信業	83 医療業
37 通信業	84 保健衛生
38 放送業	85 社会保険、社会福祉、介護事業
39 情報サービス業	運送サービス事業
40 インターネット附随サービス業	86 郵便局
41 映像、音声、文字情報制作業	87 協同組合（他に分類されないもの）
運輸業、郵便業	サービス業（他に分類されないもの）
42 鉄道業	88 売場物販業
43 道路旅客運送業	89 自動車整備業
44 道路貨物運送業	90 機械等修理業（別掲を除く）
45 水運業	91 職業紹介、労働者派遣業
46 航空運輸業	92 その他の事業サービス業
47 倉庫業	93 政治、経済、文化団体
48 運輸に附帯するサービス業	94 宗教
49 郵便業（信書便事業を含む）	95 その他のサービス業
	96 外国公務
	97 国家公務
	98 地方公務
	99 分類不能の産業

問5. 貴社の主力の商品・サービスがどのようなものかについてお答えください。【〇は1つ】

問4で回答した業種が製造業の場合は1～3から、非製造業の場合は4～5から選択してください。

＜製造業の方＞

1. 中間財（販売先の企業が製品の原材料（部品、梱包材を含む）や燃料として使用するもの）
2. 資本財（販売先の企業が自社の設備として設置する機械等）
3. 最終消費財（消費者への製品）

＜非製造業の方＞

4. 事業者・企業への商品・サービスの提供
5. 消費者への商品・サービスの提供

問6. 貴社が免税事業者／簡易課税事業者／本則課税事業者のいずれかに該当するかについてお答えください。【〇は1つ】

（注）免税事業者とは、課税売上高が1,000万円以下で課税事業者を選択していない事業者。
簡易課税事業者とは、課税売上高が5,000万円以下で簡易課税を選択している事業者。
※上記以外の方は本則課税事業者となります。

1. 免税事業者
2. 簡易課税事業者
3. 本則課税事業者

問7. 取引先に消費税率引上げ分を支払わないといった消費税の転嫁を拒む行為や「消費税分値引きします」といった消費税の転嫁を阻害する表示をすることなどが、法律で禁止されていたことを知っていますか。【〇は1つ】

1. 知っている
2. なんとなく知っている
3. 聞いたことはあるが、内容はよく知らない
4. まったく知らなかった

5. 参考資料

調査票 3 / 4

Ⅱ. 消費税の転嫁状況について

問8～13は、貴社の取引において、対事業者に対し商品又は役務の供給における消費税の転嫁状況について、お聞きします。

問8. 消費税率引上げに伴い、貴社では事業者間取引（BtoB取引）において価格転嫁できましたか。
【〇は1つ】

1. 全て転嫁できている → 問9へ
(例) 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 110円(税込み)
2. 一部転嫁できている → 問10へ
(例) 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 109円(税込み)
3. 全く転嫁できていない → 問10へ
(例) 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 108円(税込み)
4. 事業者間取引（BtoB取引）は行っていない → 問14へ
5. その他(経営戦略上、転嫁できなかった場合など) → 問14へ

問9. 問8で「1. 全て転嫁できている」と回答した方にお聞きします。

どういった理由により、転嫁ができたと考えますか。当てはまるものが複数の場合は、上位2つまで選択してください。【〇は2つまで】

1. 取引先の業界の景気が良く、取引先が消費税率引上げ分の上乗せを受け入れてくれやすい環境にあるため
2. 自社商品のブランド・競争力が強く、価格決定権が自社にあるため
3. 消費税転嫁対策特別措置法により消費税転嫁拒否行為が禁止されていたため
4. 本体価格と消費税額を分けることにより、交渉しやすくなったため
5. 以前より、取引先において、消費税分の価格引上げを受け入れる、という理解が定着しているため
6. その他

問10. 問8で「2. 一部転嫁できている」「3. 全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。
転嫁できていない理由は何と考えますか。当てはまるものが複数の場合は、上位2つまで選択してください。【〇は2つまで】

1. 取引先の業界の景気が悪く、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れる余裕がないと考えられるため
2. 自社が下請事業者であるなど、取引先との力関係で立場が弱かったため
3. 取引先において、消費税転嫁対策特別措置法の趣旨を理解していないなど、消費税率引上げ分を上乗せするという意識がそもそも欠如しているため
4. 自社商品等の競争が激しく、価格を上げると他社に取引を奪われてしまうおそれがあるため
5. その他

問11. 問8で「2. 一部転嫁できている」「3. 全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。
これらに該当する取引において、取引先と協議はありましたか。【〇は1つ】

1. 協議があった
2. 協議はあったが不十分だった
3. 協議はなかった

問12. 問8で「2. 一部転嫁できている」「3. 全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。
これらに該当する取引において、価格について納得して合意しましたか。【〇は1つ】

1. 納得して合意している
2. 納得できないが、仕事を継続したため、やむなく受け入れている
3. 納得できていない

問13. 問8で「2. 一部転嫁できている」「3. 全く転嫁できていない」と回答した方にお聞きします。
取引先から以下の行為を受けたことがありますか。【〇はいくつでも】

1. 価格の交渉時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた
2. 代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた
3. 取引先から、消費税率引上げ分を上乗せする代わりに商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められた
4. 本体価格での交渉に応じてもらえなかった

また、どのような行為を受けたか、可能な限り具体的に記載ください。秘密は厳守しますので、安心して回答してください。

(受けた行為の具体的内容)

5. 参考資料

調査票 4 / 4

Ⅲ. 免税事業者との取引について

問14～16は、2023年10月に導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が、貴社の免税事業者との取引にどのような影響を与えるかについてお聞きます。

問14. 貴社はインボイス制度について知っていますか。【○は1つ】

1. 知っている
2. 部分的には知っている
3. 名前は聞いたことがある
4. 知らない

問15. 貴社が課税事業者（簡易課税事業者含む）の場合において、免税事業者との取引がありますか。【○は1つ】※簡易課税事業者と免税事業者の説明は4ページ問6の注意書きをご確認ください。

1. ある → 問16へ
2. ない
3. 不明

問16. 問15で「1. ある」と回答した方にお聞きます。

インボイス制度が始まると、貴社が仕入れを行う際に「仕入税額控除」を利用するには、適格請求書発行事業者（免税事業者は発行不可）から仕入れを行う必要があります。貴社がこれまで免税事業者から仕入れを行っていた取引においては、これまで全額控除できていたところ、移行期間（3年間8割控除可、更に3年間5割控除可）に移ります。貴社はどのように対応される予定でしょうか。【○はいくつでも】

1. 条件を変えずに取引を続ける※
2. これまでの取引価格を変更できないか検討する
3. 免税事業者に対して、簡易課税事業者への転換を求める
4. 課税事業者（適格請求書発行事業者）に仕入先を変更する
5. まだ考えていない
6. その他

※自社が簡易課税の適用を受けていれば、売上分の消費税の計算のみで税額計算が可能であり、取引先が免税事業者であってもインボイス制度導入によって納税額に影響はありません。

インボイス制度について、なにか御不明点等あれば、下記の国税庁の特設サイトをご覧ください。なお、免税事業者側に対して、課税事業者とのインボイス制度の導入後に係る取引実態調査についても、実施予定です。

<参考：インボイス制度について（国税庁HP「インボイス制度特設サイト」）>



～以上で質問は終わります。ご協力いただきありがとうございました。～

5. 参考資料

業種分類の対応関係

業種7分類	業種21分類	業種99分類
1 製造業	5 製造業	9 食品製造業
		10 飲料・たばこ・飼料製造業
		11 繊維工業
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)
		13 家具・装備品製造業
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業
		15 印刷・同関連業
		16 化学工業
		17 石油製品・石炭製品製造業
		18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19 ゴム製品製造業
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業
		21 窯業・土石製品製造業
		22 鉄鋼業
		23 非鉄金属製造業
		24 金属製品製造業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29 電気機械器具製造業
		30 情報通信機械器具製造業
		31 輸送用機械器具製造業
		32 その他の製造業
2 建設業	4 建設業	6 総合工事業
		7 職別工事業(設備工事業を除く)
		8 設備工事業
3 運輸業、郵便業	8 運輸業、郵便業	42 鉄道業
		43 道路旅客運送業
		44 道路貨物運送業
		45 水運業
		46 航空運輸業
		47 倉庫業
		48 運輸に附帯するサービス業
		49 郵便業(信書便事業を含む)
		50 各種商品卸売業
		51 繊維・衣服等卸売業
4 卸売業	9 卸売業	52 飲食料品卸売業
		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54 機械器具卸売業
		55 その他の卸売業
		56 各種商品小売業
		57 繊維・衣服・身の回り品小売業
5 小売業	10 小売業	58 飲食料品小売業
		59 機械器具小売業
		60 その他の小売業
		61 無店舗小売業

業種7分類	業種21分類	業種99分類
6 サービス業	7 情報通信業	37 通信業
		38 放送業
		39 情報サービス業
		40 インターネット附随サービス業
		41 映像・音声・文字情報制作業
	13 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
		72 専門サービス業(他に分類されないもの)
		73 広告業
		74 技術サービス業(他に分類されないもの)
	14 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業
		76 飲食店
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	15 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
		79 その他の生活関連サービス業
		80 娯楽業
	16 教育、学習支援業	81 学校教育
		82 その他の教育、学習支援業
	17 医療、福祉	83 医療業
		84 保健衛生
	18 複合サービス事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
		86 郵便局
	19 サービス業(他に分類されないもの)	87 協同組合(他に分類されないもの)
		88 廃棄物処理業
		89 自動車整備業
		90 機械等修理業(別掲を除く)
		91 職業紹介・労働者派遣業
		92 その他の事業サービス業
		93 政治・経済・文化団体
		94 宗教
		95 その他のサービス業
		96 外国公務
7 その他	1 農業、林業	1 農業
		2 林業
	2 漁業	3 漁業(水産養殖業を除く)
		4 水産養殖業
	3 鉱業、採石業、砂利採取業	5 鉱業、採石業、砂利採取業
	6 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
		34 ガス業
		35 熱供給業
		36 水道業
	11 金融業、保険業	62 銀行業
		63 協同組織金融業
		64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65 金融商品取引業、商品先物取引業
		66 補助的金融業等
		67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
		68 不動産取引業
	12 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
		70 物品賃貸業
	20 公務 (他に分類されるものを除く)	97 国家公務
		98 地方公務
	21 分類不能の産業	99 分類不能の産業

5. 参考資料

回答事業者の属性

問 5.主力商品・サービスの形態【SA】 ※集計対象は、問 2 で「1. 個人事業者」、かつ問 6 で「1. 免税事業者」と回答した企業。

<全体> 上段＝回答数、下段＝構成比(%)

	回答件数 計	中間財(販売先の企業が 製品の原材料(部品、梱包 材を含む)や燃料として使 用するもの)	資本財(販売先の企業が 自社の設備として設置する 機械等)	最終消費財(消費者への 製品)	事業者・企業への商品・ サービスの提供	消費者への商品・サービス の提供
全体	252 100.0	1 0.4	4 1.6	12 4.8	33 13.1	202 80.2

<業種7分類別(問4)> 上段＝回答数、下段＝構成比(%)

	回答件数 計	中間財(販売先の企業が 製品の原材料(部品、梱包 材を含む)や燃料として使 用するもの)	資本財(販売先の企業が 自社の設備として設置する 機械等)	最終消費財(消費者への 製品)	事業者・企業への商品・ サービスの提供	消費者への商品・サービス の提供
製造業	17 100.0	1 5.9	4 23.5	12 70.6	0 0.0	0 0.0
建設業	11 100.0	— —	— —	— —	3 27.3	8 72.7
運輸業、郵便業	0 —	— —	— —	— —	0 —	0 —
卸売業	6 100.0	— —	— —	— —	4 66.7	2 33.3
小売業	64 100.0	— —	— —	— —	0 0.0	64 100.0
サービス業	138 100.0	— —	— —	— —	23 16.7	115 83.3
その他	16 100.0	— —	— —	— —	3 18.8	13 81.3

5. 参考資料

価格転嫁の状況（平成26年4月～令和5年7月）の時系列推移：事業者間取引（BtoB取引）

調査時期	回答事業者数(者)	回収率(%)	事業者間取引(BtoB)					
			全て転嫁できている			全く転嫁できていない		
			当月(%)	前年同月比(pt)	前月比(pt)	当月(%)	前年同月比(pt)	前月比(pt)
平成26年4月調査	9,425	23.6	79.0	-	-	3.8	-	-
平成26年5月調査	9,620	24.1	80.0	-	1.0	4.0	-	0.2
平成26年6月調査	9,655	24.1	82.2	-	2.2	3.6	-	▲0.4
平成26年7月調査	9,667	24.2	83.4	-	1.2	4.0	-	0.4
平成26年8月調査	9,644	24.1	83.3	-	▲0.1	3.8	-	▲0.2
平成26年9月調査	9,775	24.4	82.7	-	▲0.6	4.3	-	0.5
平成26年10月調査	9,691	24.2	82.2	-	▲0.5	3.9	-	▲0.4
平成26年11月調査	9,666	24.2	82.7	-	0.5	4.2	-	0.3
平成26年12月調査	9,850	24.6	83.2	-	0.5	3.9	-	▲0.3
平成27年1月調査	10,507	26.2	83.4	-	0.2	3.5	-	▲0.4
平成27年2月調査	10,105	25.3	85.1	-	1.7	3.2	-	▲0.3
平成27年3月調査	9,813	24.5	85.3	-	0.2	3.2	-	0.0
平成27年4月調査	10,221	25.6	85.5	6.5	0.2	3.7	▲0.1	0.5
平成27年5月調査	10,162	25.4	85.9	5.9	0.4	3.6	▲0.4	▲0.1
平成27年6月調査	9,822	24.6	84.4	2.2	▲1.5	3.8	0.2	0.2
平成27年7月調査	10,118	25.3	85.5	2.1	1.1	3.6	▲0.4	▲0.2
平成27年8月調査	9,095	22.7	85.8	2.5	0.3	3.5	▲0.3	▲0.1
平成27年9月調査	9,123	22.8	85.8	3.1	0.0	3.6	▲0.7	0.1
平成27年10月調査	9,798	24.5	84.9	2.7	▲0.9	4.0	0.1	0.4
平成27年11月調査	10,165	25.4	85.1	2.4	0.2	4.0	▲0.2	0.0
平成27年12月調査	9,038	22.6	84.7	1.5	▲0.4	3.9	0.0	▲0.1
平成28年1月調査	8,518	21.3	85.8	2.4	1.1	3.4	▲0.1	▲0.5
平成28年2月調査	8,831	22.1	85.9	0.8	0.1	3.4	0.2	0.0
平成28年3月調査	9,215	23.0	84.8	▲0.5	▲1.1	3.5	0.3	0.1
平成28年4月調査	10,626	26.6	83.4	▲2.1	▲1.4	3.8	0.1	0.3
平成28年5月調査	9,691	24.2	84.7	▲1.2	1.3	3.9	0.3	0.1
平成28年6月調査	10,702	26.8	83.0	▲1.4	▲1.7	4.0	0.2	0.1
平成28年7月調査	10,712	26.8	83.9	▲1.6	0.9	3.7	0.1	▲0.3
平成28年8月調査	10,000	25.0	84.2	▲1.6	0.3	3.7	0.2	0.0
平成28年9月調査	9,579	23.9	85.7	▲0.1	1.5	3.3	▲0.3	▲0.4
平成28年10月調査	9,936	24.8	84.1	▲0.8	▲1.6	3.6	▲0.4	0.3
平成28年11月調査	9,085	22.7	85.5	0.4	1.4	3.0	▲1.0	▲0.6
平成28年12月調査	8,699	21.7	84.7	0.0	▲0.8	3.9	0.0	0.9
平成29年1月調査	8,499	21.2	84.8	▲1.0	0.1	3.1	▲0.3	▲0.8
平成29年2月調査	8,450	21.1	86.5	0.6	1.7	2.9	▲0.5	▲0.2
平成29年3月調査	8,318	20.8	85.6	0.8	▲0.9	3.0	▲0.5	0.1
平成29年5月調査	9,052	22.6	88.6	5.2	3.0	1.9	▲1.9	▲1.1
平成29年6月調査	8,830	22.1	88.9	4.2	0.3	2.3	▲1.6	0.4
平成29年8月調査	8,480	21.2	89.4	6.4	0.5	1.6	▲2.4	▲0.7
平成29年10月調査	8,537	21.3	89.2	5.3	▲0.2	2.3	▲1.4	0.7
平成29年12月調査	8,209	20.5	88.3	4.1	▲0.9	2.1	▲1.6	▲0.2
平成30年2月調査	8,741	21.9	88.1	2.4	▲0.2	2.0	▲1.3	▲0.1
平成30年5月調査	8,855	22.1	88.3	▲0.3	0.2	2.1	0.2	0.1
平成30年6月調査	9,029	22.6	88.3	▲0.6	0.0	2.0	▲0.3	▲0.1
平成30年8月調査	8,592	21.5	88.2	▲1.2	▲0.1	2.4	0.8	0.4
平成30年10月調査	8,219	20.5	89.3	0.1	1.1	2.2	▲0.1	▲0.2
平成30年12月調査	8,929	22.3	87.3	▲1.0	▲2.0	2.4	0.3	0.2
平成31年2月調査	8,897	22.2	88.1	0.0	0.8	2.2	0.2	▲0.2
令和元年6月調査	19,107	23.9	86.6	-	▲1.5	2.5	-	0.3
令和元年9月調査	16,829	21.0	86.9	-	0.3	2.3	-	▲0.2
令和元年11月調査	17,699	22.1	88.1	-	1.2	1.8	-	▲0.5
令和2年2月調査	19,764	24.7	88.5	-	0.4	1.8	-	0.0
令和2年7月調査	10,223	25.6	90.3	3.7	1.8	1.4	▲1.1	▲0.4
令和2年9月調査	10,461	26.2	88.4	1.5	▲1.9	1.8	▲0.5	0.4
令和2年12月調査	8,778	21.9	89.8	1.7	1.4	1.5	▲0.3	▲0.3
令和3年2月調査	8,906	22.3	90.5	2.0	0.7	1.4	▲0.4	▲0.1
令和3年6月調査	11,353	28.4	89.4	▲0.9	▲1.1	1.7	0.3	0.3
令和3年10月調査	10,328	25.8	88.6	0.2	▲0.8	1.8	0.0	0.1
令和4年2月調査	9,799	24.5	87.9	▲2.6	▲0.7	2.2	0.8	0.4
令和4年7月調査	10,728	26.8	93.7	4.3	5.8	1.3	▲0.4	▲0.9
令和4年11月調査	9,832	24.6	93.1	4.5	▲0.6	1.6	▲0.2	0.3
令和5年7月調査	10,663	26.7	92.2	▲1.5	▲0.9	1.8	0.5	0.2

5. 參考資料

価格転嫁の状況（平成 26 年 4 月～令和 5 年 7 月）の時系列推移：事業者間取引（BtoB 取引）全て転嫁できている

